

第6期東海市障害福祉計画・
第2期東海市障害児福祉計画

令和3年度(2021年度)

～

令和5年度(2023年度)

東海市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 東海市の現状と課題	2
1 人口の推移（「第6次総合計画」の計画人口より）	2
2 障害者等の状況	3
(1) 障害者手帳所持者の状況	3
(2) 18歳以上の身体障害者手帳所持者の状況	4
(3) 18歳以上の療育手帳所持者の状況	5
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（児・者）	5
(5) 自立支援医療（精神通院）の状況（児・者）	6
(6) 難病患者の状況	6
(7) 障害のある子どもの状況	7
(8) 障害福祉サービス事業所、児童福祉サービス事業所の状況	10
(9) 障害者虐待の状況	11
(10) 災害支援の状況	11

3 障害福祉サービス等の利用状況	12
(1) 第5期障害福祉計画成果目標の実績と評価	12
(2) 地域生活支援事業の実績と評価.....	19
(3) 児童福祉法に基づくサービスの実績と評価	22
4 アンケート調査	23
(1) アンケート調査の概要	23
(2) アンケート調査結果	24
5 東海市の現状からみる課題と今後の方向性	36
(1) 障害のある人の就労について.....	36
(2) 障害のある人の暮らしについて.....	36
(3) 相談体制について	37
(4) 障害児の支援体制について.....	37
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	38
2 基本方針	38
(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援.....	38
(2) 地域共生社会の実現	38
(3) 障害児の健やかな育成のための発達支援	39
3 計画の重点施策	40

第4章 成果目標	43
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	43
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	44
3 地域生活支援拠点等の整備	45
4 福祉施設から一般就労への移行等	45
5 障害児支援の提供体制の整備等	47
6 相談支援体制の充実・強化等	48
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	48
第5章 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策	50
1 障害福祉サービス	50
(1) 訪問系サービス.....	50
(2) 日中活動系サービス.....	51
(3) 居住系サービス.....	52
(4) 相談支援.....	53
2 地域生活支援事業	54
(1) 市町村必須事業.....	54
(2) 市町村任意事業（日常生活支援）.....	56
(3) 市町村任意事業（社会参加支援）.....	57
第6章 児童福祉法によるサービス等の見込み量と確保方策	58

1 障害児通所支援等のサービス	58
(1) 児童発達支援	58
(2) 放課後等デイサービス	58
(3) 保育所等訪問支援	59
(4) 医療型児童発達支援	59
(5) 居宅訪問型児童発達支援	60
(6) 障害児相談支援等	60
2 子ども・子育て支援事業	62
(1) 特別支援保育・放課後児童健全育成事業	62
第7章 計画の推進	63
1 計画の推進	63
2 計画の進捗管理	63
資料編	64
1 東海市障害者自立支援協議会の関係図	64
2 東海市障害者自立支援協議会名簿	65
3 用語説明	66

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では平成30年3月に第5期東海市障害福祉計画・第1期東海市障害児福祉計画を策定し、計画的なサービスの整備と拡充、障害福祉施策の推進を図ってきました。

第5期東海市障害福祉計画・第1期東海市障害児福祉計画は、令和3年3月をもって期間満了を迎えることから、国の動向や社会情勢、障害のある人のニーズの変化等を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

第6期東海市障害福祉計画・第2期東海市障害児福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に定める市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画として、上位計画である「東海市総合計画」や「東海市総合福祉計画（障害者計画）」のほか、「子ども・子育て支援事業計画」との調和を図りながら、本市の福祉向上のため、推進していくものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までとします。

	H 25	26	27	28	29	30	R 1	2	3	4	5	6
総合計画		第6次(前期基本計画)					第6次(後期基本計画)					
総合福祉計画		第3次(前期計画)					第3次(後期計画)					
障害福祉計画 障害児福祉計画		第4期				第5期 第1期		第6期 第2期				

第 2 章 東海市の現状と課題

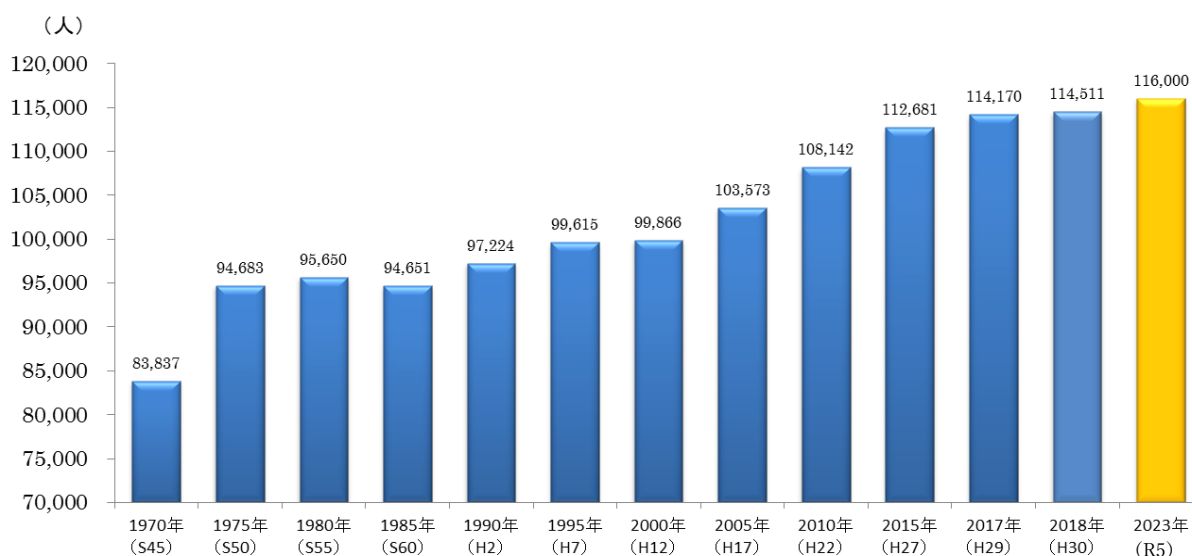
1 人口の推移（「第 6 次総合計画」の計画人口より）

本市の人口は、市制施行前後の急激な人口増加がほぼ終わった 1974 年（昭和 49 年）以降、1978 年（昭和 53 年）から 1983 年（昭和 58 年）までの期間を除いて微増が続き、2001 年（平成 13 年）に 10 万人を超えました。また、最近 10 年間の人口動態では、年平均 800 人程度の人口増加となっており、2012 年（平成 24 年）には 11 万人を超えて、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日現在、1 万 4,511 人となっています。

全国的に人口減少社会が急速に進んでいくなか、本市では太田川駅周辺をはじめ都市機能の充実や交流の拡大、次世代育成と女性の社会進出への支援、健康づくりと生きがいくりの推進、地域医療の体制整備、防災・減災対策の充実、就労の場や雇用の確保、魅力ある教育の実施と文化の創造など「住んで良かった、住み続けたい」と実感できる施策を戦略的に展開していくことで、本市の人口は 2045 年ごろまで微増傾向が続くものと予測されます。

◎ **将来人口** 2023 年の目標人口を 116,000 人とします。

人口推計



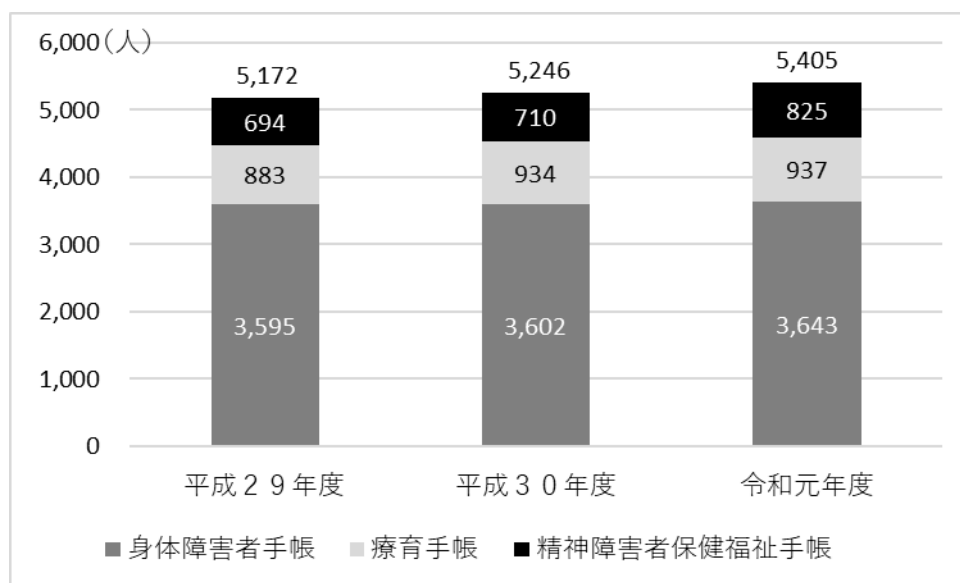
※ 1970 年（昭和 45 年）～ 2018 年（平成 30 年）は住民基本台帳人口、2023 年は推計値。

2 障害者等の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

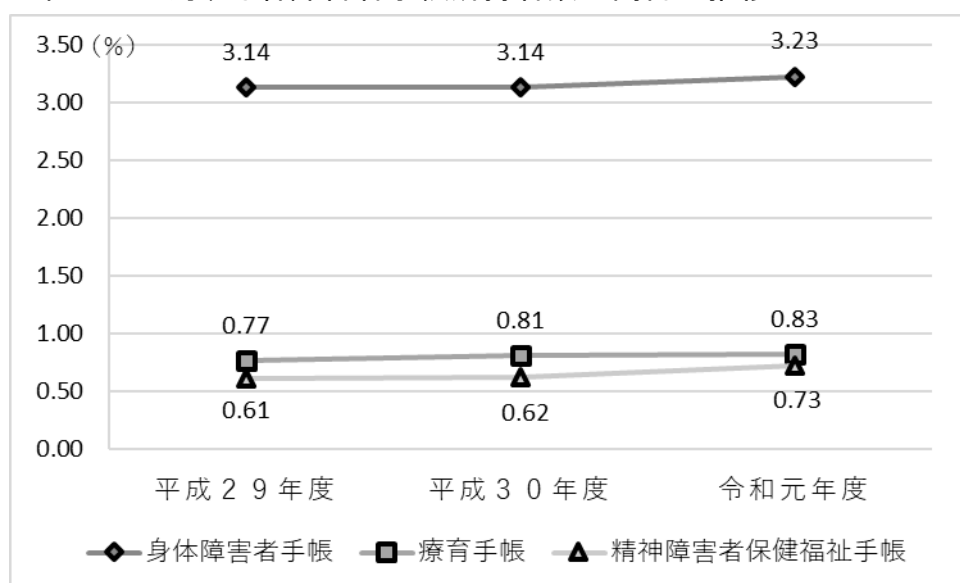
障害者手帳所持者数の推移をみると、全体的に増加傾向にあります。中でも、精神障害者保健福祉手帳所持者が最も高い伸び率となっています。総人口に対する障害者手帳所持者数の割合の推移をみると、人口の伸び率よりも障害者の伸び率が高く、障害者の占める割合が増えています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料 社会福祉課（各年度末現在）

■ 総人口に対する各障害者手帳所持者数の割合の推移

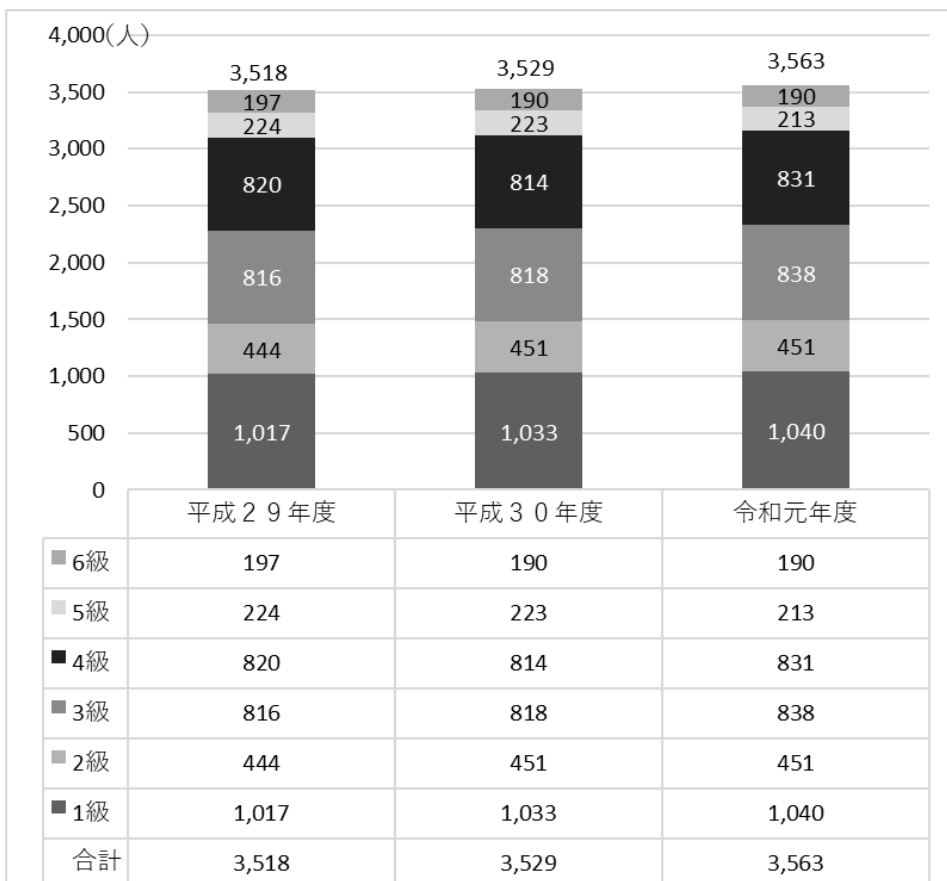


資料 社会福祉課（各年度末現在）

(2) 18歳以上の身体障害者手帳所持者の状況

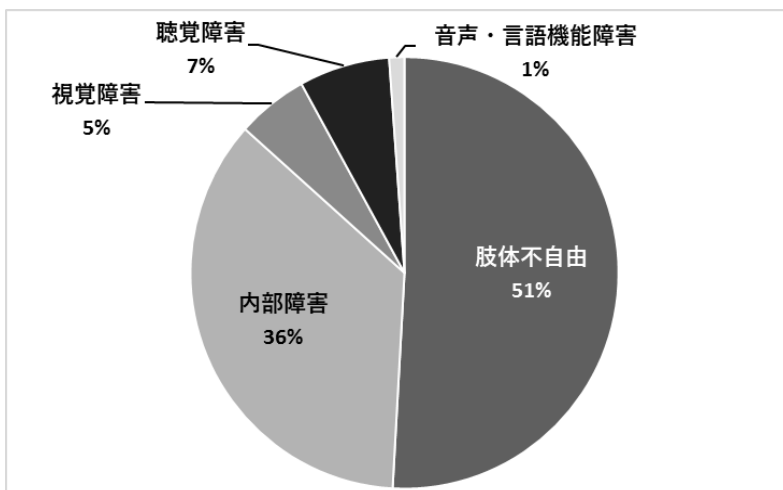
18歳以上の等級別身体障害者数は、最重度である1級が最も多く、年々増加しています。身体障害者の障害種別割合をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多くなっています。

■等級別身体障害者数の推移



資料 社会福祉課（各年度末現在）

■障害種別割合

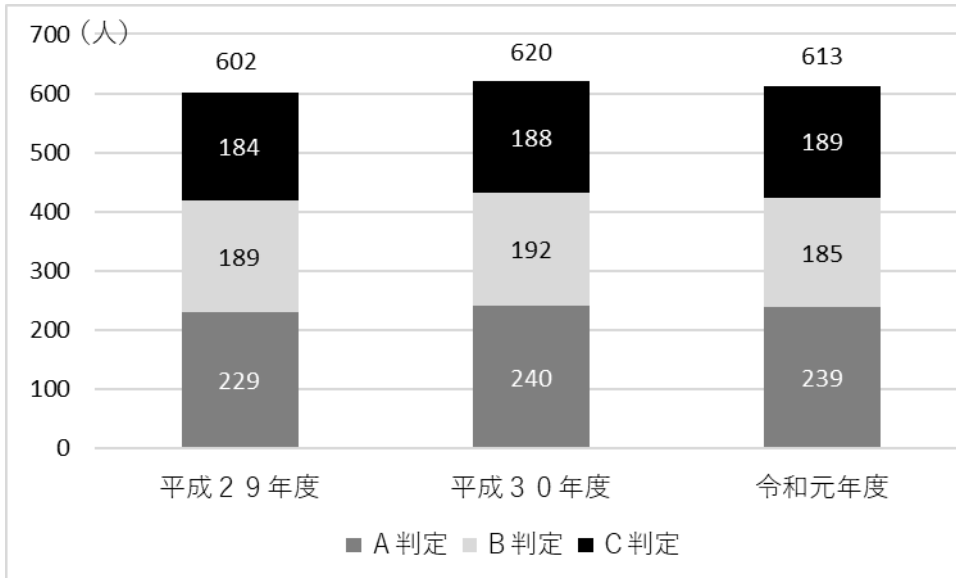


資料 社会福祉課（令和元年度末現在）

(3) 18歳以上の療育手帳所持者の状況

18歳以上の判定別知的障害者数は、最重度であるA判定が最も多く、おおむね横ばいとなっています。

■判定別知的障害者数の推移

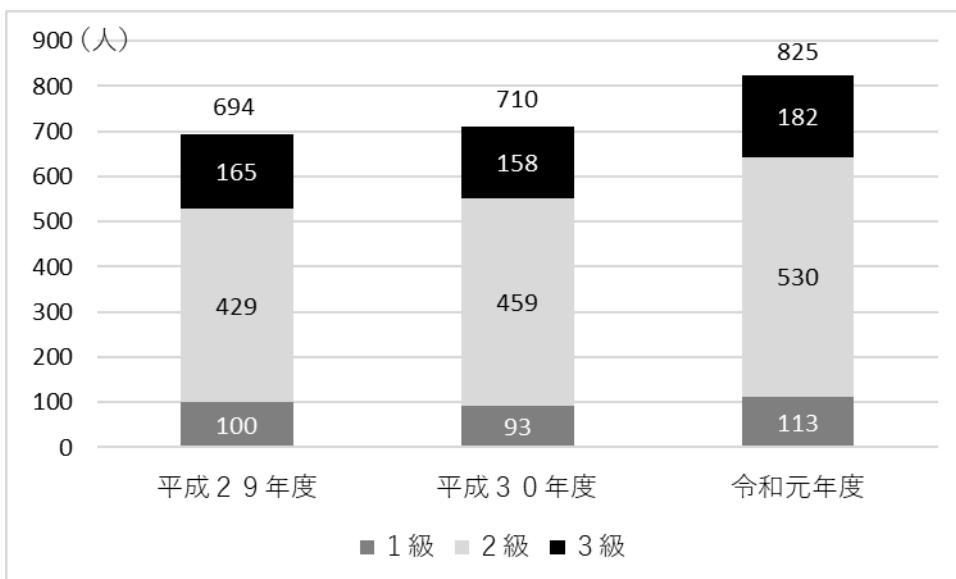


資料 社会福祉課（各年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（児・者）

等級別精神障害者数は、2級が最も多く、年々増加しています

■等級別精神障害者数の推移

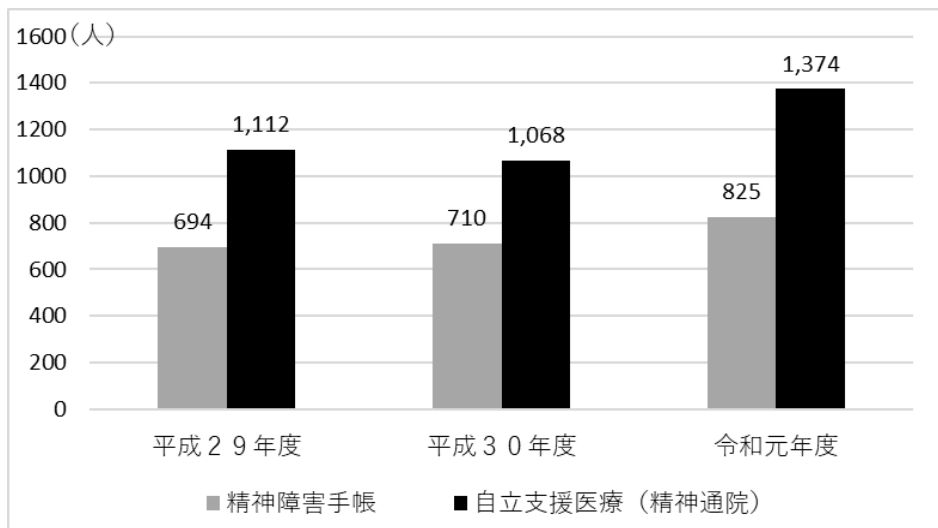


資料 社会福祉課（各年度末現在）

(5) 自立支援医療（精神通院）の状況（児・者）

精神通院医療の受給者は、精神障害者保健福祉手帳所持者数を大きく上回って推移しており、手帳所持者以外にも、精神的な疾患を抱える人が増えています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料 社会福祉課（各年度末現在）

(6) 難病患者の状況

障害者手帳がなくても、361の対象疾病（令和元年7月1日現在、指定難病特定医療費公費負担以外も含む）の難病患者は、障害福祉サービス等の利用が可能となっています。

本市では、指定難病特定医療費公費負担の受給者数は611人（令和元年度）となっており、疾患別で多い順に見ると、潰瘍性大腸炎（95人）、パーキンソン病（76人）、全身性エリテマトーデス（58人）、クローン病（50人）となっています。（令和2年度知多保健所事業概要より）

■障害福祉サービスを利用している難病患者数の推移

平成29年度	平成30年度	令和元年度
3人	2人	3人

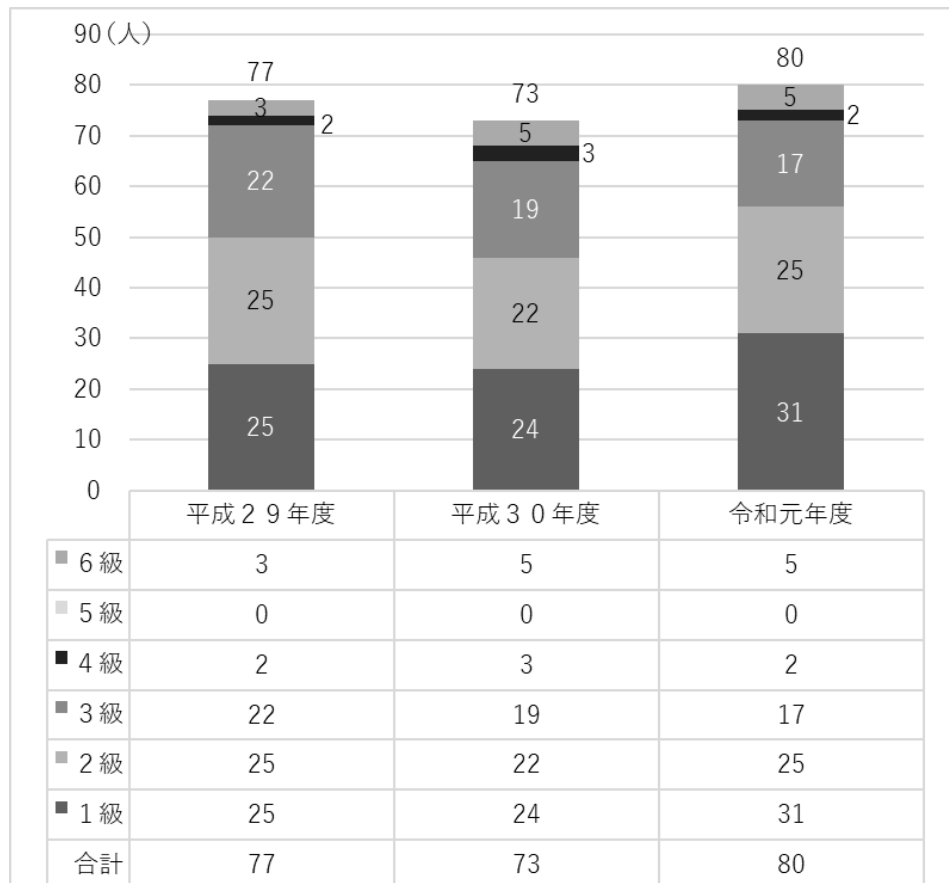
資料 社会福祉課（各年度末現在）

(7) 障害のある子どもの状況

① 18歳未満の手帳所持者数

18歳未満の手帳所持者数の推移をみると、身体障害者数はおおむね横ばい、知的障害者数は、増加傾向にあります。

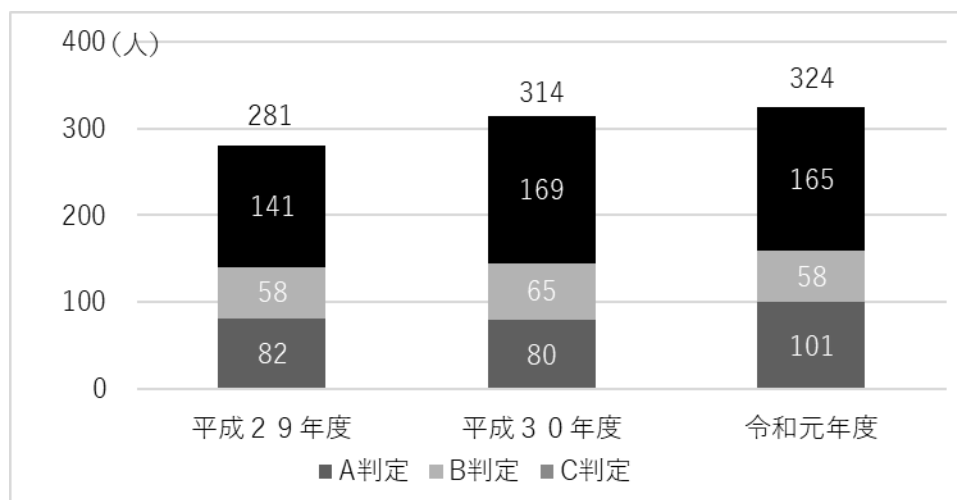
■ 18歳未満の身体障害者数の推移



※ 医療的ケア児等の人数30人（令和元年度末時点）

資料 女性・子ども課（各年度末現在）

■ 18歳未満の知的障害者数の推移

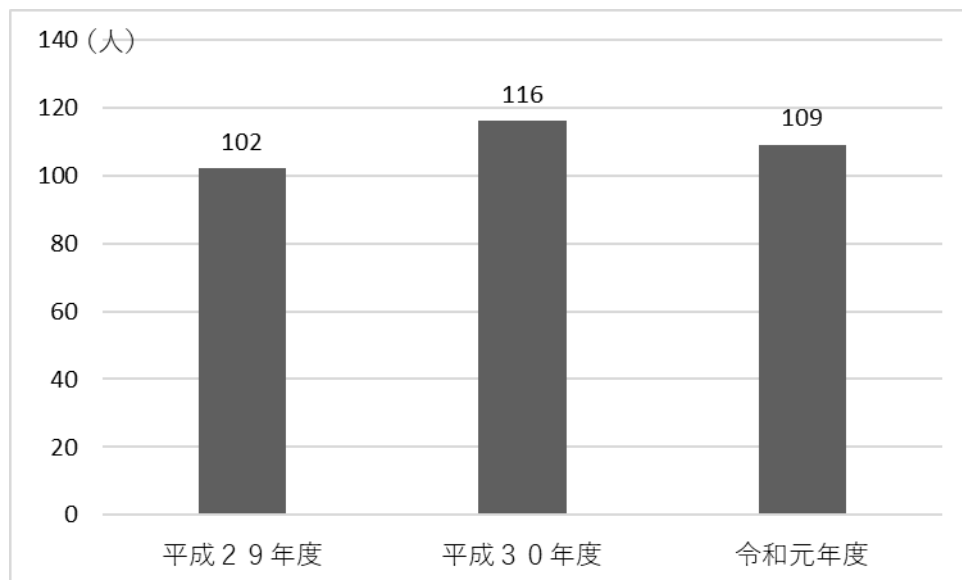


資料 女性・子ども課（各年度末現在）

② 特別支援保育の状況

本市では、市立保育園を18園設置しており、うち3、4歳児は9園、5歳児は13園で特別支援保育を実施しています。在園児数は、おおむね横ばいで推移しています。

■特別支援保育在園児数の推移

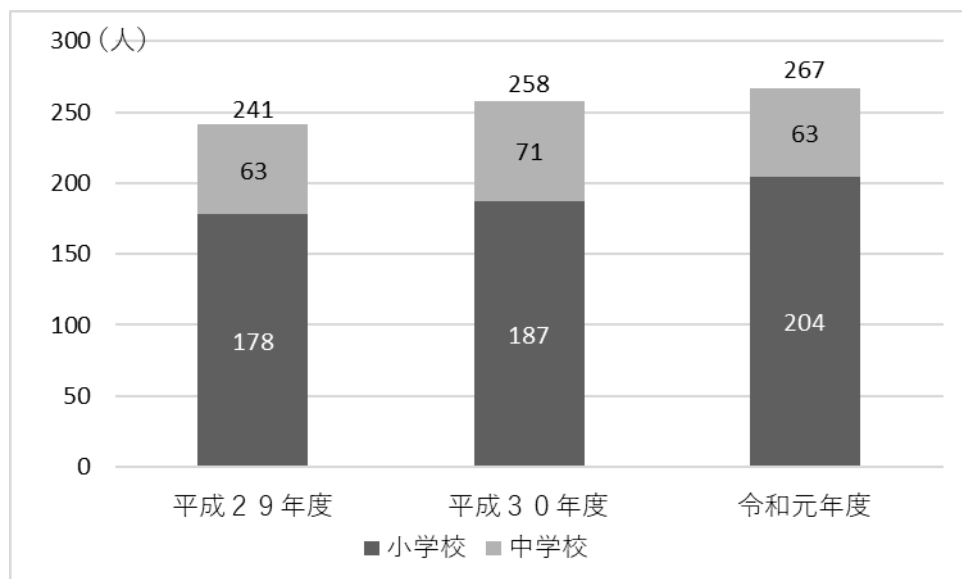


資料 幼児保育課 (各年度10月現在)

③ 特別支援学級の状況

市内小中学校（小学校12校・中学校6校）の特別支援学級の児童・生徒数は、小学校は増加傾向にあり、中学校はおおむね横ばいで推移しています。

■特別支援学級児童・生徒数の推移

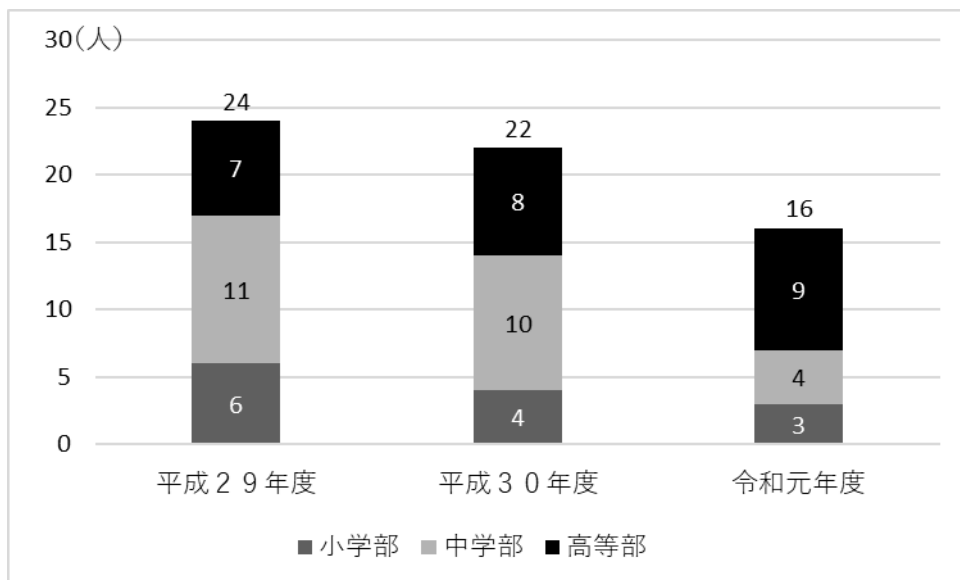


資料 学校教育課 (各年度3月現在)

④ 特別支援学校の状況

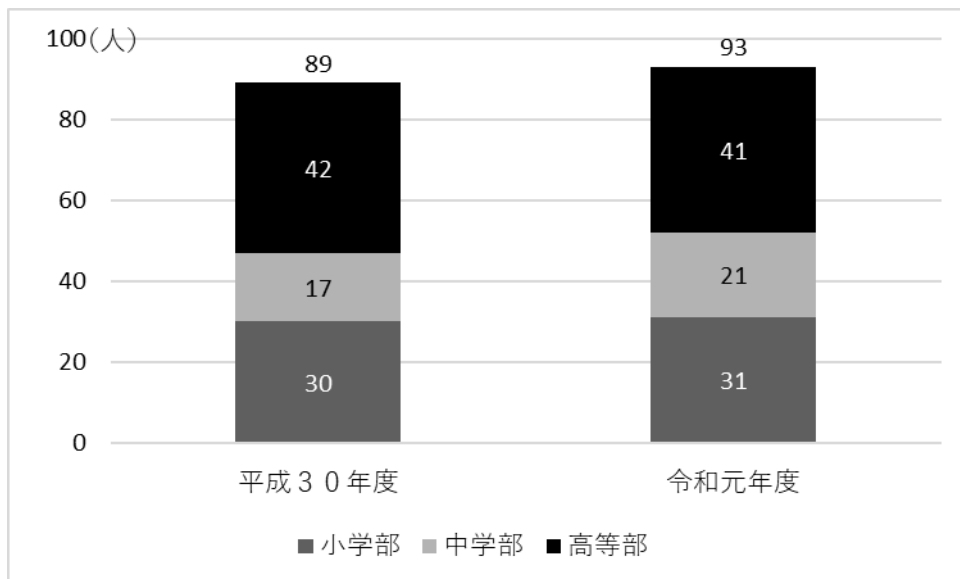
愛知県立ひいらぎ特別支援学校の児童・生徒数は、小学部及び中学部において減少傾向にあります。愛知県立大府もちのき特別支援学校の児童・生徒数はおおむね横ばいとなっています。

■愛知県立ひいらぎ特別支援学校児童・生徒数(市内在住者)の推移



資料 愛知県立ひいらぎ特別支援学校（各年度3月末時点）

■愛知県立大府もちのき特別支援学校児童・生徒数(市内在住者)の推移



※ 平成30年度に開校しているため2年分の状況となります。

資料 愛知県立大府もちのき特別支援学校（各年度3月現在）

(8) 障害福祉サービス事業所、児童福祉サービス事業所の状況

市内には障害福祉サービス事業所が不足しているため、多くの方が市外及び知多圏域外の事業所を利用しており、身近な圏域で生活することが難しい状況となっています。(市内、市外の両方を利用している場合は、それぞれに計上しています。)

■障害福祉サービス事業所利用実績(令和元年度)

サービス名	市内事業所数 (か所)	市外利用事業所数 (か所)	市内利用者 実人数 (人)	市外利用者 実人数 (人)	市内利用 実績 (日/年)	市外利用 実績 (日/年)	市外利用 実績(うち 圏域外) (日/年)	市外 事業所 利用実績 割合
生活介護	3	48	82	95	17,600	20,257	8,735	53.5%
自立訓練(機能訓練)	0	1	0	3	0	221	221	100%
自立訓練(生活訓練)	0	4	0	7	0	530	530	100%
就労移行支援	1	18	13	34	1,259	4,020	2,543	76.2%
就労継続支援(A型)	2	18	22	31	2,518	4,883	3,901	66.0%
就労継続支援(B型)	6	35	182	66	34,475	10,128	3,239	22.7%
短期入所(福祉型)	1	21	77	57	1,793	1,960	959	52.2%
短期入所(医療型)	0	3	0	12	0	247	8	100%
共同生活援助	2	42	38	69	10,572	18,115	6,160	63.1%
療養介護	0	7	0	8	0	96	96	100%

資料 社会福祉課

■児童福祉サービス事業所利用実績(令和元年度)

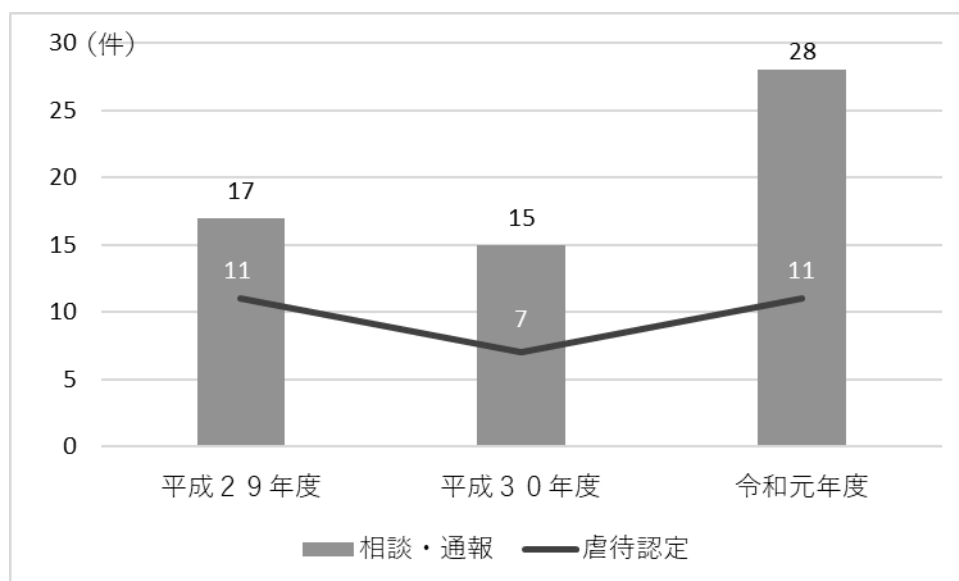
サービス名	市内事業所数 (か所)	市外利用事業所数 (か所)	市内利用者 実人数 (人)	市外利用者 実人数 (人)	市内利用 実績 (日/年)	市外利用 実績 (日/年)	市外利用 実績(うち 圏域外) (日/年)	市外 事業所 利用実績 割合
児童発達支援	5	22	129	47	13,962	2,696	1,736	16.2%
放課後等 デイサービス	12	53	180	141	21,376	12,633	1,895	37.1%
保育所等訪問支援	2	1	22	1	60	1	1	1.6%
医療型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0

資料 女性・子ども課

(9) 障害者虐待の状況

障害者虐待の通報・相談件数は、増加していますが、虐待認定の件数は横ばいとなっています。本市では、社会福祉課内に障害者虐待防止センターを設置して対応し、東海市障害者虐待防止連絡協議会において、虐待防止に関する取り組みについて協議しています。

■障害者虐待の相談・通報件数及び虐待認定件数の推移



資料 社会福祉課 (各年度末現在)

(10) 災害支援の状況

障害者に対する災害支援として、本市では、避難行動要支援者名簿を作成し、一人ひとりの避難支援のため、個別支援計画の策定を進めています。また、同意を得られた方の避難行動要支援者名簿は、町内会、自治会、民生委員、社会福祉協議会、消防、警察で情報の共有をしています。個別支援計画の作成が困難な方への支援として、町内会、自治会、民生委員に、作成の補助をしていただくよう依頼しています。

災害発生時には、避難所等において長期間生活を続けることが困難な方のため、民間施設に福祉避難所を開設します。福祉避難所の運営が円滑にできるよう、各法人との連携を進めています。また、避難所等において必要とする支援が周りに伝えられるよう、ヘルプカード、ヘルプマークの配布をしています。

3 障害福祉サービス等の利用状況

第5期東海市障害福祉計画・第1期東海市障害児福祉計画におけるサービスの実績と評価は次のとおりです。

なお、計画期間は平成30年度から令和2年度までになりますが、令和2年度の実績は今回の計画策定時点で確定していないため掲載していません。

(1) 第5期障害福祉計画成果目標の実績と評価

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数の目標を達成できませんでした。地域生活移行を促進するための働きかけや地域におけるサービス提供基盤の不足が原因と考えられます。

【福祉施設入所者の地域生活への移行者数】

<平成28年度末の施設入所者数(A) 43人、令和元年度末の施設入所者数(B) 40人>

項目	目標数値	実績	目標達成度
削減見込(A-B)	1人(2.3%)	3人(6.9%)	↗
地域生活移行者数	4人(9.3%)	1人(2.3%)	↘

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

複合的な生活課題をまるごと支援できるよう、東海市地域包括ケア推進会議の部会で協議し、包括的支援体制に向けた相談支援体制の強化に取り組んでいます。

また、東海市障害者自立支援協議会の専門部会として、「長期入院からの地域移行・地域定着支援部会」を立ち上げ、精神障害者の地域生活支援に向け、ピアサポーターの養成などに取り組み、現在は5名のピアサポーターが活動しています。

【地域の受け皿となる基盤整備量(利用者数)】

項目	目標数値	実績	目標達成度	
地域移行に伴う基盤整備量	65歳以上	8人	6人	↘
	65歳未満	11人	6人	↘

※ 基盤整備 精神病床における入院患者が退院し地域に移行した人数

③ 地域生活拠点等の整備

東海市障害者自立支援協議会の専門部会（おとな部会）で協議を進め、地域生活支援拠点の機能を担う体制として市内事業所が協力して役割を担い、面的整備を行うことを検討し、令和2年度までに地域生活支援拠点等の体制を整えました。

項目	役割を担う場所等
相談	相談支援事業所
体験の機会・場	日中活動サービス事業所
緊急時の受入・対応	短期入所事業所
専門性	基幹相談支援センター、グループホーム
地域の体制づくり	東海市地域包括ケア会議

※ 地域生活支援拠点等：障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）を集約的、または各機能を分担した事業者が有機的に連携して面的に支援を行う体制

④ 福祉施設から一般就労への移行について

福祉施設から一般就労への移行は、市と連携した障害者雇用を行う農園が開業し、障害者の雇用の場ができ、多くの障害者が一般就労へ移行することができました。

【福祉施設から一般就労への移行】

<平成28年度の年間一般就労移行者数 16人>

項目	目標数値	実績	目標達成度
令和元年度の年間一般就労移行者数	24人 (1.5倍)	32人 (2.0倍)	↗

【就労移行支援利用者数】

<平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数 22人>

項目	目標数値	実績	目標達成度
令和元年度の 就労移行支援事業の利用者数	27人 (1.23倍)	46人 (2.09倍)	↗

【就労移行率】

項目	目標数値	実績	目標達成度
令和元年度の就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上	1/1 (1事業所中1事業所で達成)	↗

(市内事業所ごとの内訳)(令和元年度)

事業所名	利用者数	就労移行者数	就労移行率
Maison de GIFT LOUNGE	平成30年度に廃止		
就労移行支援事業所 エール東海	9人	4人	44.4%
エコラ東海	平成29年度に廃止		

【就労定着支援利用者の職場定着率】

項目	目標数値	実績	目標達成度
令和元年度の就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%	100% (利用者数9人中 職場定着者9人)	↗

⑤ 訪問系サービス（※実績は各年度の3月利用実績）

居宅介護は、見込み量を上回る実績で推移していますが、専門性の高い、同行援護、行動援護は、事業所数が少なく、見込み量、見込み人数ともに達成できませんでした。

		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 (児・者)	見込み量	時間	2,524	2,816	3,142
	実績	時間	2,537	3,351	
	実績/見込み量	%	100.5%	119.0%	
	見込み人数	人	182	189	197
	実績	人	137	151	
	実績/見込み人数	%	75.3%	79.9%	
重度訪問 介護(者)	見込み量	時間	326	628	1,211
	実績	時間	272	534	
	実績/見込み量	%	83.4%	85.0%	
	見込み人数	人	3	5	8
	実績	人	3	3	
	実績/見込み人数	%	100%	60.0%	
同行援護(者)	見込み量	時間	33	42	54
	実績	時間	3	27	
	実績/見込み量	%	9.1%	64.3%	
	見込み人数	人	8	13	23
	実績	人	1	3	
	実績/見込み人数	%	12.5%	23.1%	
行動援護(者)	見込み量	時間	41	118	338
	実績	時間	8	10	
	実績/見込み量	%	19.5%	8.5%	
	見込み人数	人	3	5	8
	実績	人	1	2	
	実績/見込み人数	%	33.3%	40%	
重度障害者等 包括支援(者)	見込み量	時間	0	0	0
	実績	時間	0	0	
	実績/見込み量	%			
	見込み人数	人	1	1	1
	実績	人	0	0	
	実績/見込み人数	%	0%	0%	
合計	見込み量	時間	2,924	3,604	4,745
	実績	時間	2,820	3,922	

	実績／見込み量	%	96.4%	108.8%	
	見込み人数	人	197	213	237
	実績	人	142	159	
	実績／見込み人数	%	72.1%	74.6%	

⑥ 日中活動系サービス（※実績は各年度の3月利用実績）

就労継続支援（B型）では見込み人数、短期入所（福祉型）では見込み量、見込み人数、短期入所（医療型）では見込み量を上回る実績で推移しています。

		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護(者)	見込み量	人日/月	3,255	3,696	3,906
	実績	人日/月	3,076	3,239	
	実績／見込み量	%	94.5%	87.6%	
	見込み人数	人/月	155	176	186
	実績	人/月	155	162	
	実績/見込み人数	%	100%	92.0%	
自立訓練 (機能訓練) (者)	見込み量	人日/月	20	20	20
	実績	人日/月	0	0	
	実績／見込み量	%	0%	0%	
	見込み人数	人/月	1	1	1
	実績	人/月	0	0	
	実績/見込み人数	%	0%	0%	
自立訓練 (生活訓練) (者)	見込み量	人日/月	40	40	40
	実績	人日/月	0	25	
	実績／見込み量	%	0	0%	
	見込み人数	人/月	4	4	4
	実績	人/月	0	2	
	実績/見込み人数	%	0%	50%	
就労移行支援 (者)	見込み量	人日/月	448	480	512
	実績	人日/月	357	410	
	実績／見込み量	%	79.7%	85.4%	
	見込み人数	人/月	28	30	32
	実績	人/月	22	23	
	実績/見込み人数	%	78.6	76.7%	

		単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労継続支援 (A型) (者)	見込み量	人日/月	1,113	1,115	1,197
	実績	人日/月	551	830	
	実績/見込み量	%	49.5%	74.4%	
	見込み人数	人/月	53	55	57
	実績	人/月	28	43	
	実績/見込み人数	%	52.8%	78.2%	
就労継続支援 (B型) (者)	見込み量	人日/月	3,860	3,880	3,900
	実績	人日/月	3,765	3,699	
	実績/見込み量	%	97.5%	95.3%	
	見込み人数	人/月	193	194	195
	実績	人/月	200	206	
	実績/見込み人数	%	103.6%	106.2%	
就労定着支援 (者)	見込み量	人日/月	0		
	実績	人日/月	13		
	実績/見込み量	%	0%		
	見込み人数	人/月	0	1	1
	実績	人/月	12	18	
	実績/見込み人数	%	0%	1800%	
短期入所 (福祉型) (児・者)	見込み量	人日/月	225	240	255
	実績	人日/月	304	259	
	実績/見込み量	%	135.1%	107.9%	
	見込み人数	人/月	75	80	85
	実績	人/月	78	81	
	実績/見込み人数	%	110.7%	101.3%	
短期入所 (医療型) (児・者)	見込み量	人日/月	15	18	85
	実績	人日/月	21	20	
	実績/見込み量	%	140%	111.1%	
	見込み人数	人/月	5	6	21
	実績	人/月	4	6	
	実績/見込み人数	%	80%	100%	
療養介護(者)	見込み人数	人/月	8	8	7
	実績	人/月	8	8	
	実績/見込み人数	%	100%	100%	

⑦ 居住系サービス（※実績は各年度の3月利用実績）

共同生活援助は、見込み量を大きく上回る実績で推移しています。

		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助(者)	見込み量	人/月	3	5	10
	実績	人/月	0	0	
	実績/見込み量	%	0%	0%	
共同生活援助(者) (グループホーム)	見込み量	人/月	61	64	67
	実績	人/月	43	98	
	実績/見込み量	%	70.5%	153.1%	
施設入所支援(者)	見込み量	人/月	43	43	42
	実績	人/月	40	40	
	実績/見込み量	%	93%	93%	

⑧ 相談支援（※実績は各年度の3月利用実績）

相談支援は、全てのサービスにおいて令和元年度の実績が、見込み量を達成できませんでした。

		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援(者)	見込み量(人)	人/月	87	103	90
	実績(人)	人/月	117	98	
	実績/見込み量	%	134.5%	95.1%	
地域移行支援(者)	見込み量(人)	人/月	1	1	1
	実績(人)	人/月	0	0	
	実績/見込み量	%	0%	0%	
地域定着支援(者)	見込み量(人)	人/月	1	1	1
	実績(人)	人/月	0	0	
	実績/見込み量	%	0%	0%	

【参考】セルフプラン利用者数（令和元年度末時点）

障害福祉サービス等受給者数	計画相談支援事業所利用者数	セルフプラン利用者数
691	495(71.6%)	196(28.4%)

(2) 地域生活支援事業の実績と評価

必須事業である成年後見制度利用支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター及び任意事業日常生活支援である地域デイサービス事業、日中一時支援B型事業では、見込みを上回る実績で推移しています。

・市町村必須事業

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	見込み		実施	実施	実施
	実施回数		2	2	2(予定)
	実参加人数		1,825	1,977	
自発的活動支援事業			見込み	実施	実施
			実績	未実施	未実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	見込み(箇所)	2	2	2
		実績(箇所)	2	4	4
	基幹相談支援センター等機能強化事業	見込み	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	見込み	未実施	未実施	未実施
		実績	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業			見込み(人)	32	32
			実績(人)	37	53
			実績/見込み	115.6%	165.6%
成年後見制度法人後見支援			見込み	実施	実施
			実績	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者設置人数	見込み(人)	1	1	1
		実績(人)	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込み(人)	10	10	10
		実績(人)	6	5	
			実績/見込み	60%	50%
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	見込み	7	7
			実績	11	3
			実績/見込み	157.1%	42.9%
	自立生活支援用具	件	見込み	16	15
			実績	13	13
			実績/見込み	81.3%	86.7%
	在宅療養等支援用具	件	見込み	23	23

日常生活用具 給付等事業	情報・意思疎通支援 用具	件	実績	23	25	
			実績／見込み	100%	108.7%	
			見込み	16	16	16
	排泄管理支援用具	件	実績	3	14	
			実績／見込み	18.8%	87.5%	
			見込み	1,741	1,741	1,741
	居室生活動作補助用 具(住宅改修費)	件	実績	2,182	2,428	
			実績／見込み	125.3%	139.4%	
			見込み	4	4	4
	合計	件	実績	5	4	
			実績／見込み	125.0%	100.0%	
			見込み	1,807	1,806	1,806
手話奉仕員養成研修事業		実績	2,237	2,487		
		実績／見込み	107.2%	137.7%		
		見込み(人)	14	14	14	
移動支援事業		実績(人)	13	12		
		実績／見込み	92.8%	85.7%		
		見込み(時間)	1,511	1,564	1,621	
地域活動支援センター	人数／年	実績(時間)	1,533	1,556		
		実績／見込み	101.5%	99.5%		
		見込み	43	43	43	
		実績	58	76		
		実績／見込み	137.9%	176.7%		
		見込み(人)	27	34	43	

・市町村任意事業（日常生活支援）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
訪問入浴サービス	見込み(回数)	177	177	177
	実績(回数)	76	93	
	実績／見込み	42.9%	52.5%	
地域デイサービス事業	見込み(人)	16	17	17
	実績(人)	19	21	
	実績／見込み	118.8%	123.5%	
日中一時支援 A 型事業(者)	見込み(人)	27	34	43
	実績(人)	23	28	
	実績／見込み	85.2%	82.4%	

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日中一時支援 B 型事業(児)	見込み(人)	18	16	17
	実績(人)	26	17	
	実績／見込み	144.4%	106.3%	
巡回支援専門員制度	見込み	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

・市町村任意事業（社会参加支援）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
心身障害者(児)スポーツ大会	見込み	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	未実施
障害児水泳教室	見込み	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	未実施
声の広報	見込み	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
知的障害者職親委託	見込み	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	未実施

(3) 児童福祉法に基づくサービスの実績と評価

① 障害児通所支援

児童発達支援及び放課後等デイサービスともに、見込み量を大きく上回る実績で推移しています。

		単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童発達支援	見込み量	人日/月	854	959	1,078
	実績	人日/月	1,204	1,388	
	実績/見込み量	%	141.0%	144.7%	
放課後等デイサービス	見込み量	人日/月	1,549	2,031	2,263
	実績	人日/月	2,294	2,834	
	実績/見込み量	%	148.1%	139.5%	
保育所等訪問支援	見込み量	人日/月	16	24	36
	実績	人日/月	5	5	
	実績/見込み量	%	31.3%	20.8%	
医療型児童発達支援	見込み量	人日/月	0	0	0
	実績	人日/月	0	0	
	実績/見込み量	%	0%	0%	
居宅訪問型児童発達支援	見込み量	人日/月	0	0	1
	実績	人日/月	0	0	
	実績/見込み量	%	0%	0%	

② 障害児相談支援

おおむね計画どおり推移しています。

		単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障害児相談支援	見込み量	人/月	45	54	64
	実績	人/月	50	54	
	実績/見込み量	%	111.1%	100%	
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	見込み量	人/月	0	0	
	実績	人/月	2	4	
	実績/見込み量	%	-	-	

4 アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、障害のある方の現在の状況や、ニーズを把握し、今後の施策に反映させるため、令和2年7月に調査を実施しました。

① サービス利用者等調査

市内在住の各手帳保持者、障害福祉サービス等利用児の保護者を「各手帳保持者のうち障害福祉サービス利用あり」、「各手帳保持者のうち障害福祉サービス利用なし」、「障害福祉サービス等を利用している者で未就学児」、「障害福祉サービス等を利用している者で就学児」の4つの分類に分け、障害福祉サービス等の利用状況、暮らし、就労、就学の状況や災害時の不安などについて調査を実施しました。(障害福祉サービス等の利用は令和2年5月に利用があった者・児)

② 市内サービス事業所調査

東海市障害者自立支援協議会の専門部会に参加している15事業所を対象に、地域生活拠点等の整備に関し、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ、④専門性、⑤地域の体制づくりの5項目について、事業所でできることや意見、要望、アイデア等に関する調査を実施しました。

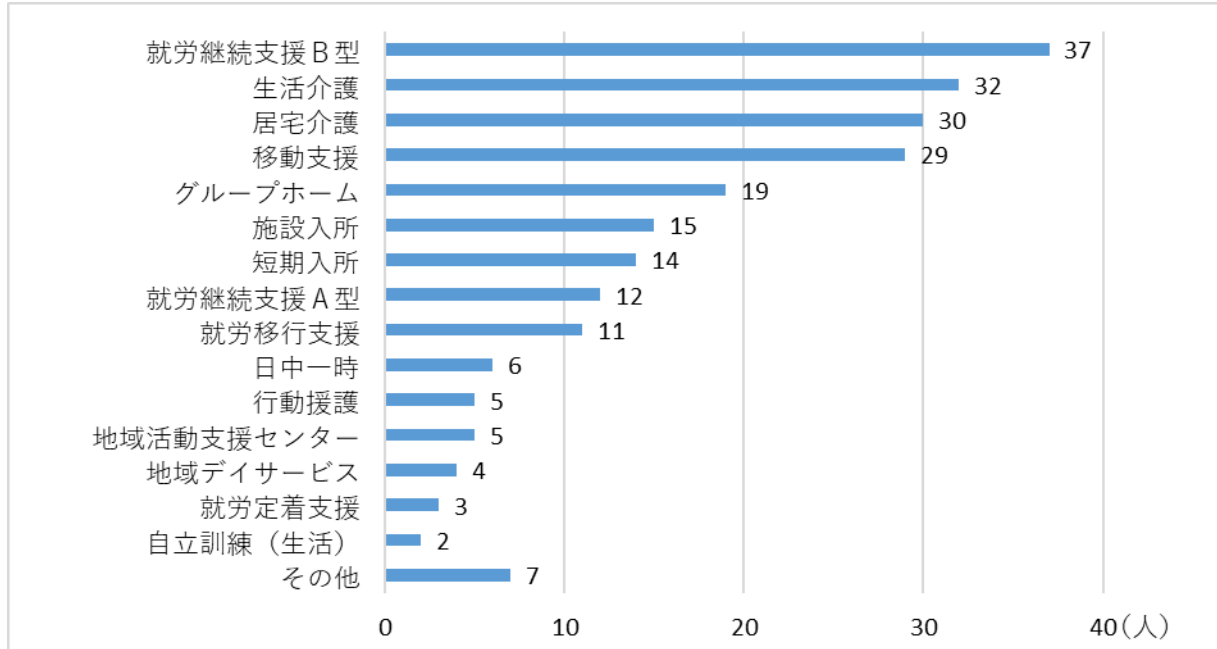
■回収結果

	配布数	回収数	回収率	回収方法
障害福祉サービス利用者	150	126	84.0%	事業所・相談員を通じて配布
障害福祉サービス未利用者	150	71	47.3%	郵送で配布・回収
障害福祉サービス利用児の保護者(未就学児)	76	42	55.3%	郵送で配布・回収
障害福祉サービス利用児の保護者(就学児)	211	117	55.5%	郵送で配布・回収
市内サービス事業所	15	9	60%	郵送等で配布・回収

(2) アンケート調査結果

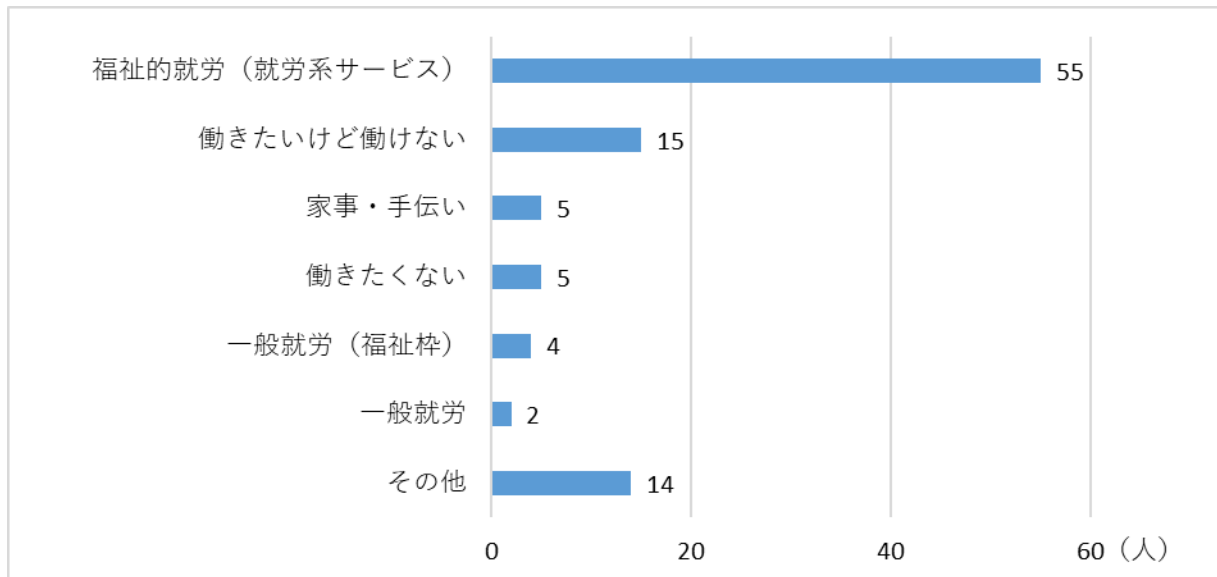
■各手帳保持者のうち障害福祉サービス利用ありの方の結果

・障害福祉サービスの利用状況(複数回答、N=117)



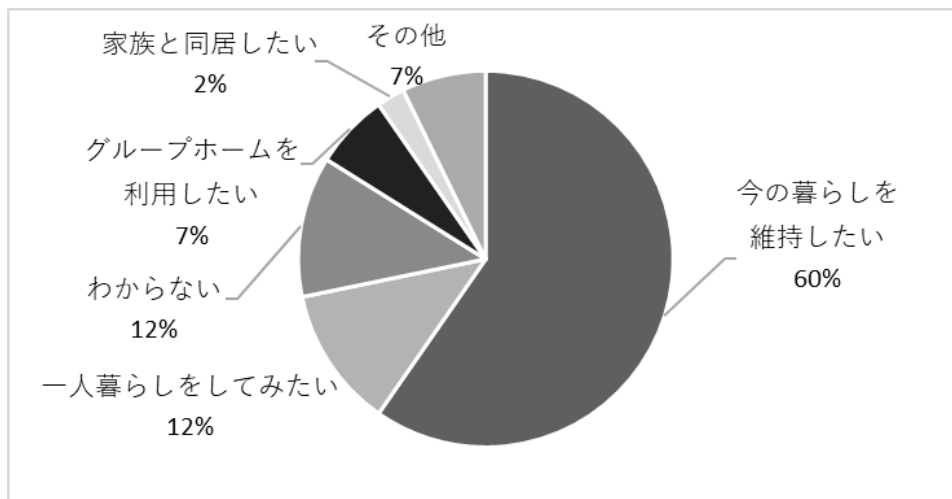
その他自由記載 ほっとプラザの利用、入院中、生活保護受給中

・現在の働き方(複数回答、N=100)

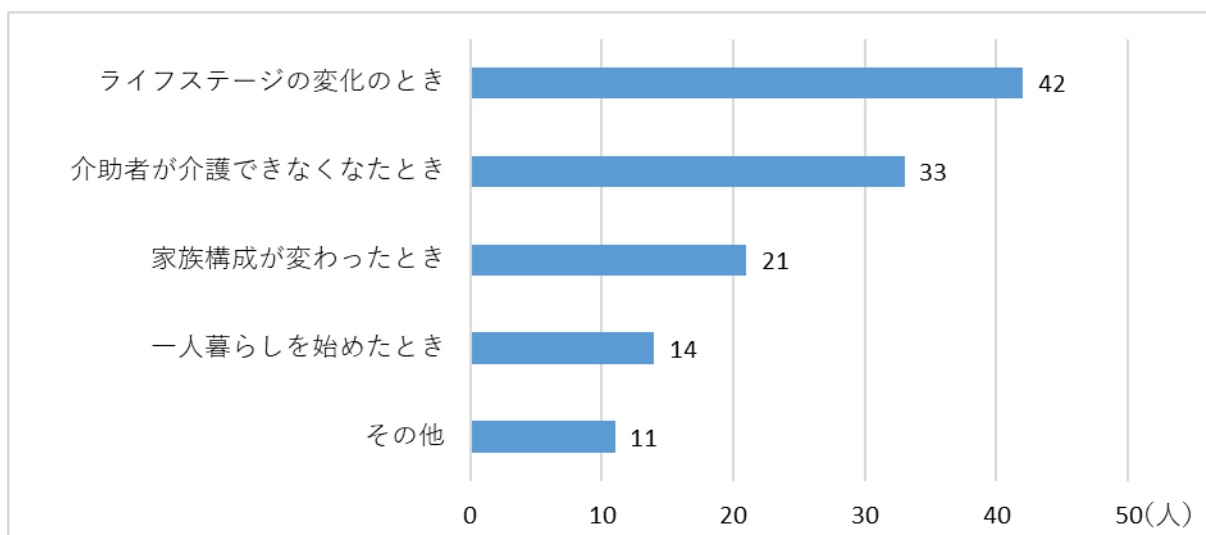


その他自由記載 生活介護での軽作業等

・今後の暮らしの希望(N=130)

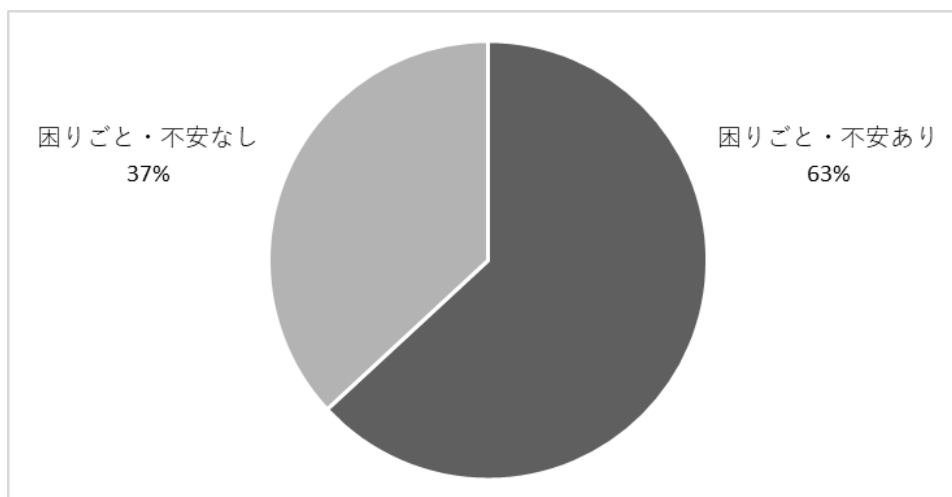


・生活の変化のタイミング(N=121)

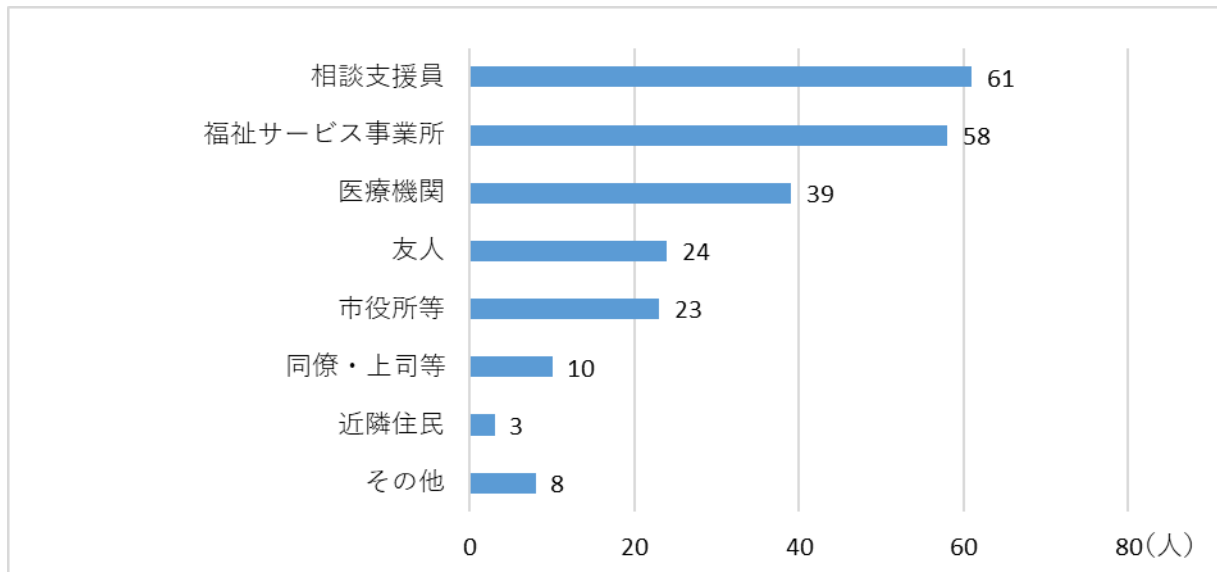


その他自由記載 生活の場が変わったとき

・現在の困りごとの有無(N=122)

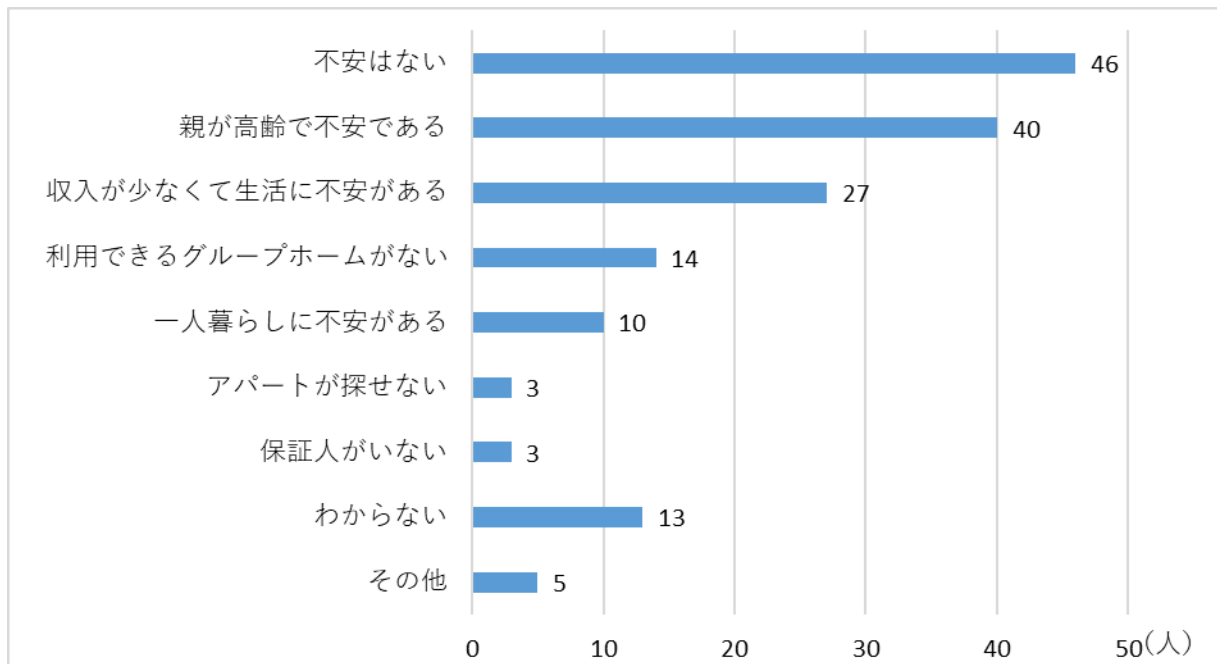


・相談者(複数回答、N=115)



その他自由記載 民生委員・児童委員
地域活動支援センター職員

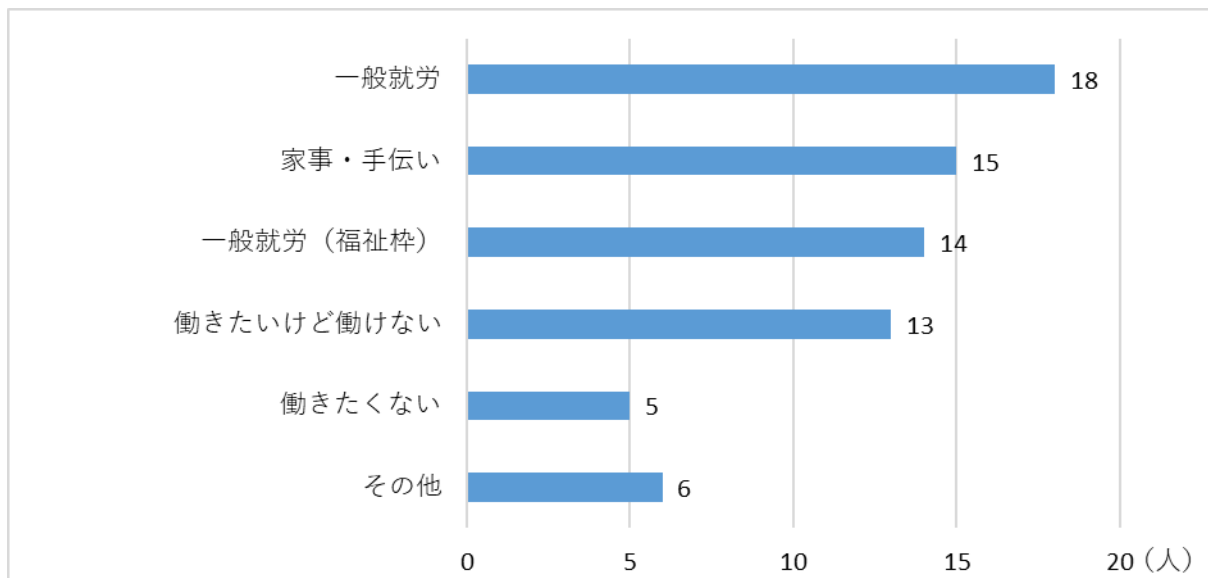
・困りごとの内容(複数回答、N=122)



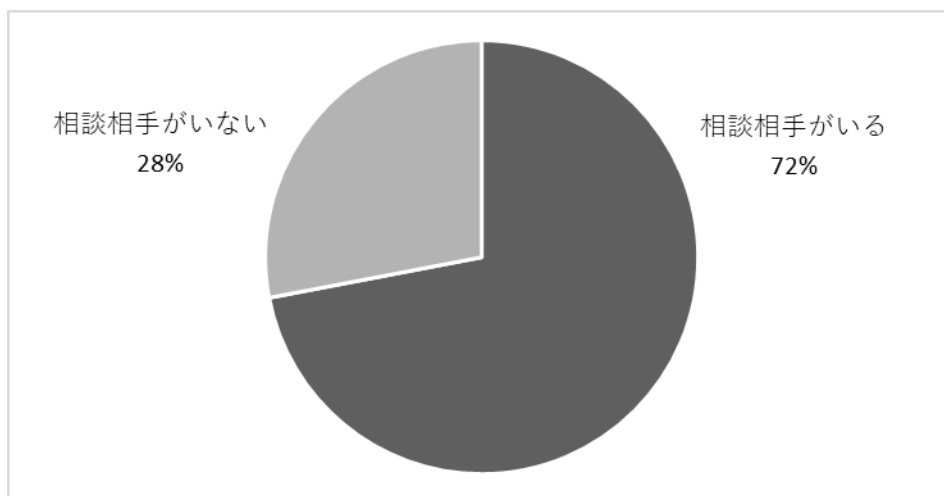
その他自由記載 今は親が元気だから、でもこれからのことを考えると不安
今の不安はないが、将来については不安

■各手帳保持者のうち障害福祉サービス利用なしの方の結果

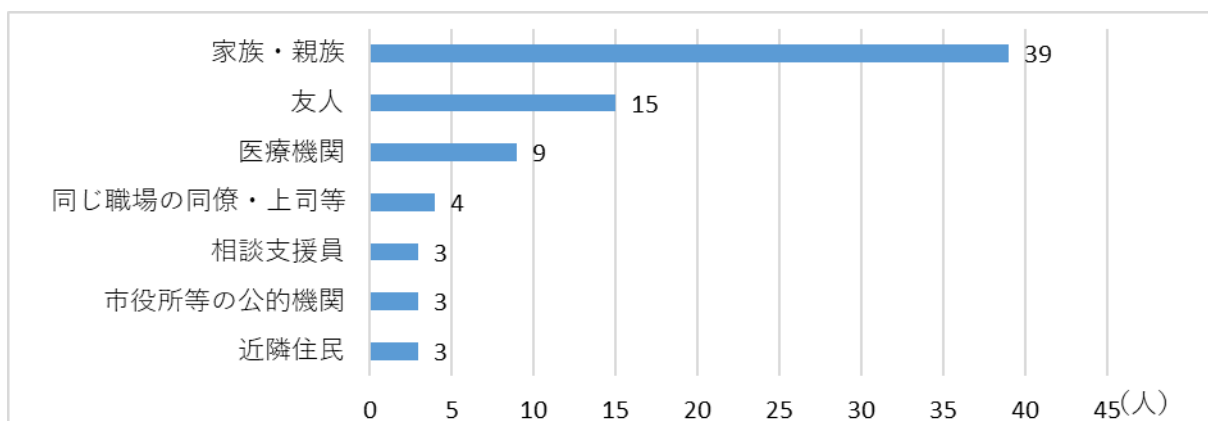
・現在の働き方(N=71)



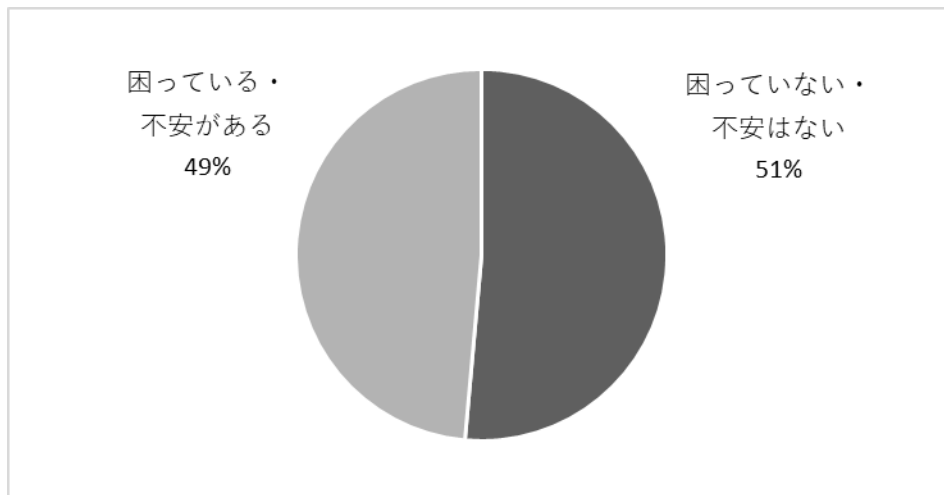
・相談相手の有無(N=69)



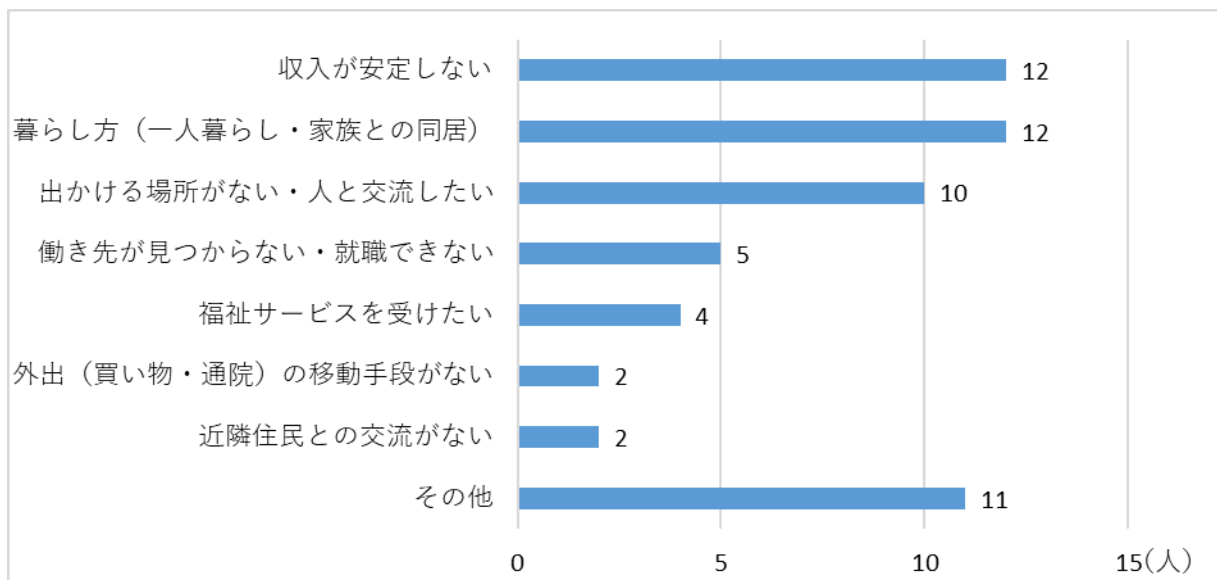
・相談者(複数回答、N=50)



・現在の困りごと・不安の有無(N=70)



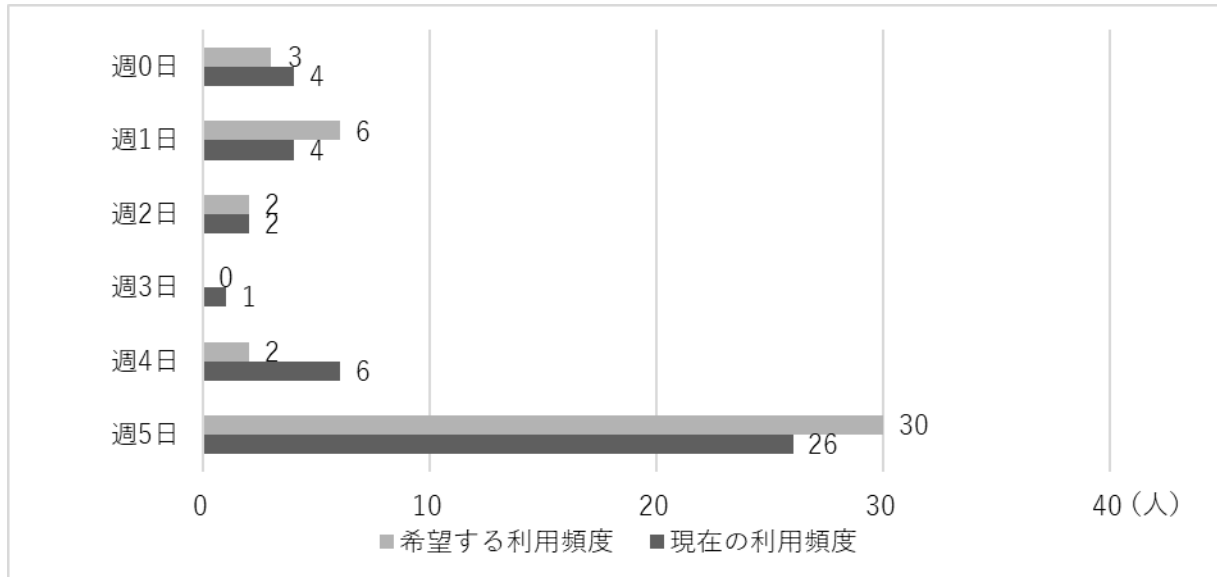
・困りごと・不安内容(複数回答、N=32)



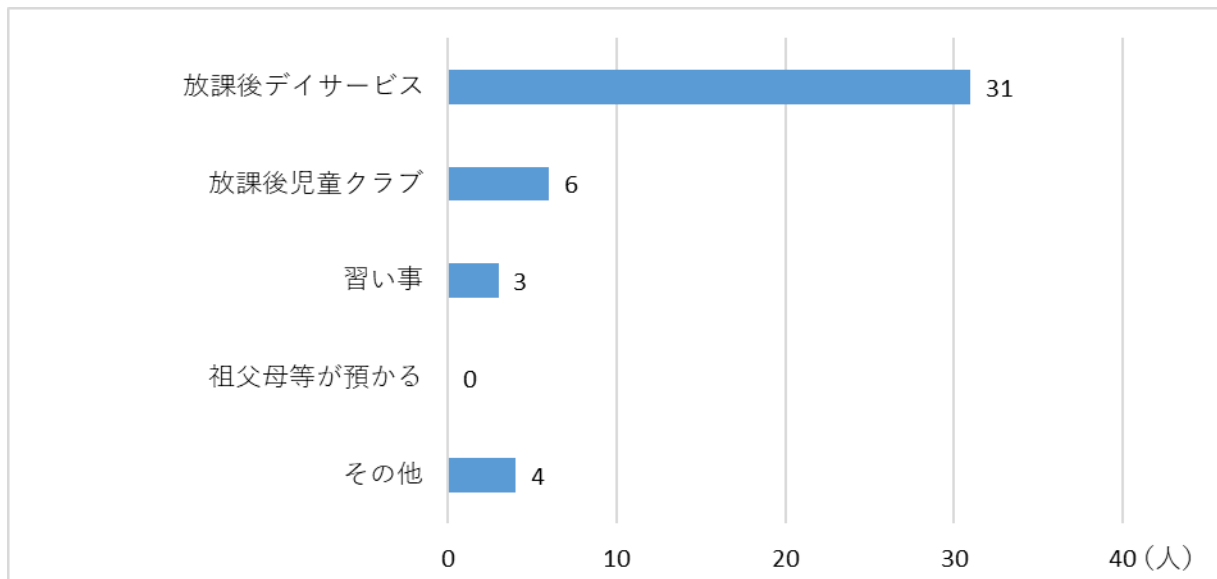
その他自由記載 車を運転できない私は移動が制限されて、行きたい所に行けずストレスが多い。
食事が困るので配食サービスを希望したい。

■障害福祉サービス等利用児の保護者(未就学児)の結果

・現在の児童発達支援の利用頻度と希望する利用頻度(N=40)



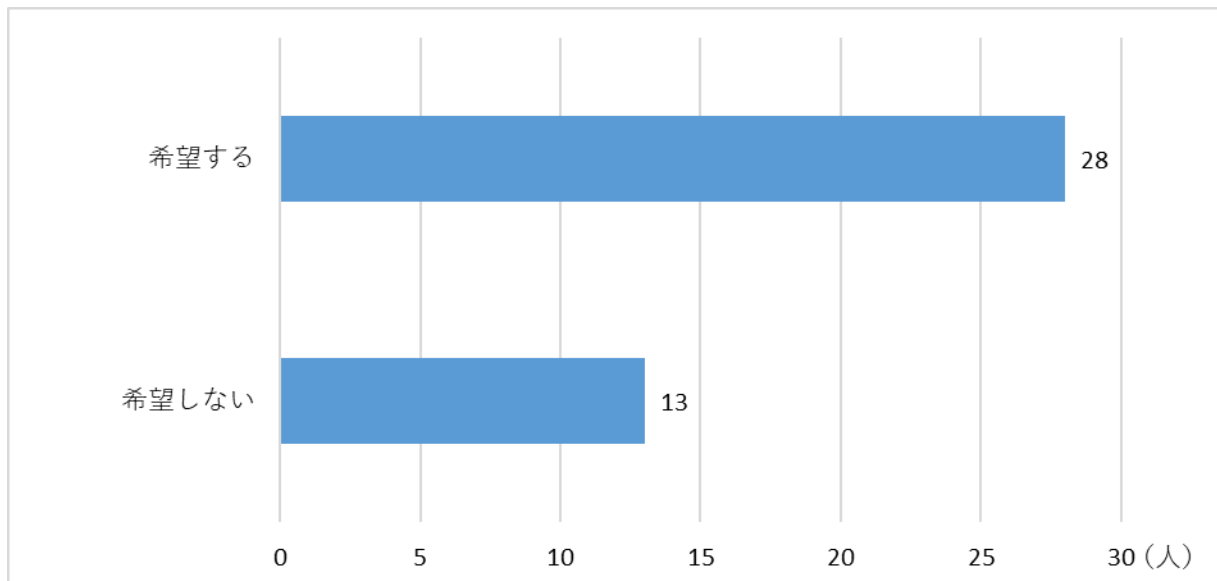
・お子さんが就学後の放課後に過ごす場所として想定しているもの(複数回答、N=41)



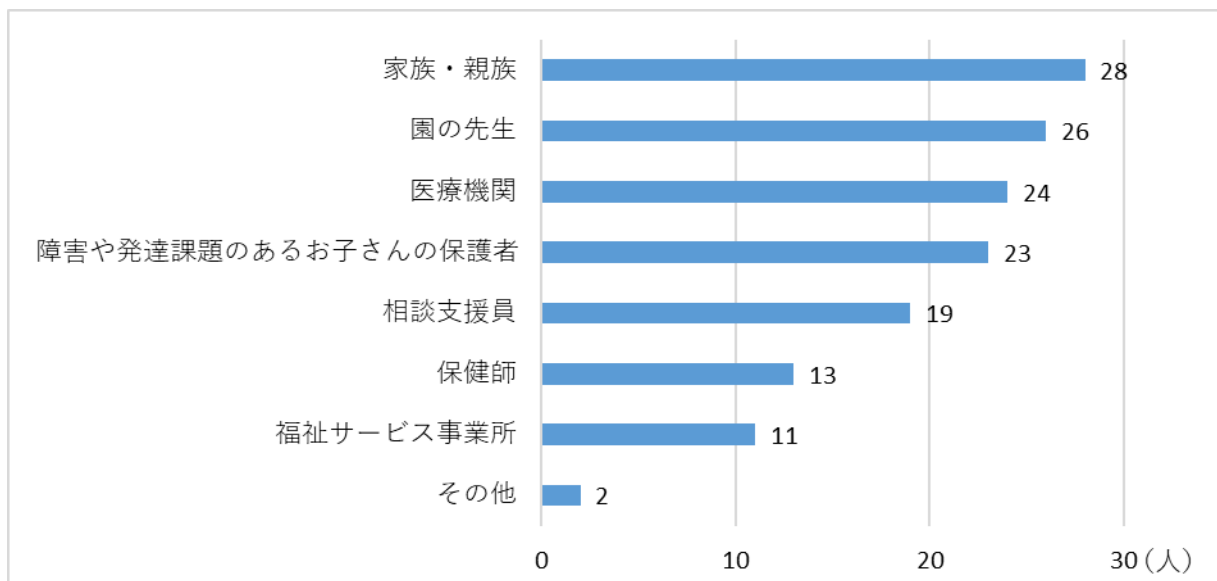
その他自由記載 自宅(家でみる)

預けようがない

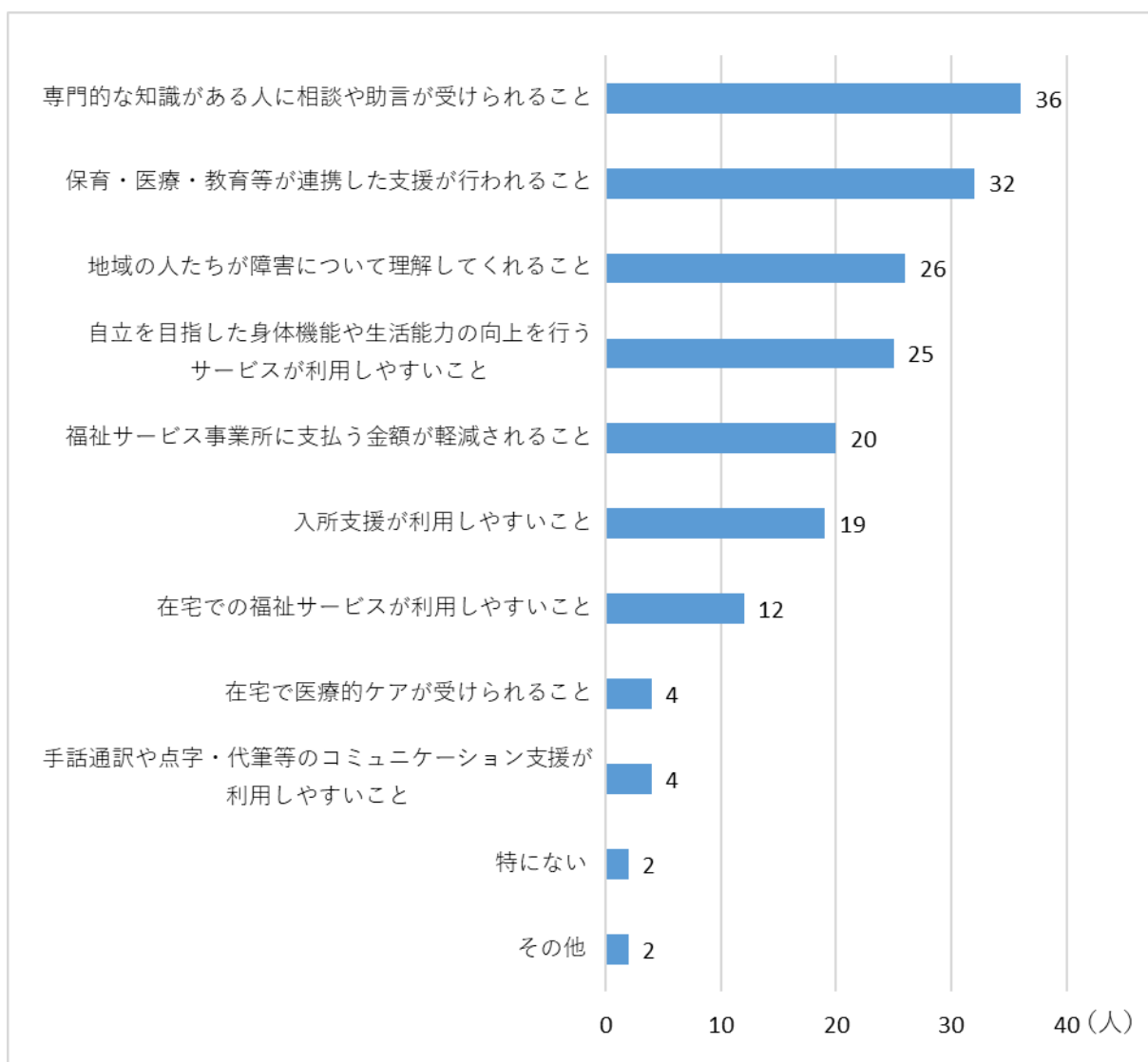
・保育所等訪問支援の利用希望(N=41)



・障害や発達課題等に困ったときに誰に(どこに)相談するのか(複数回答、N=41)



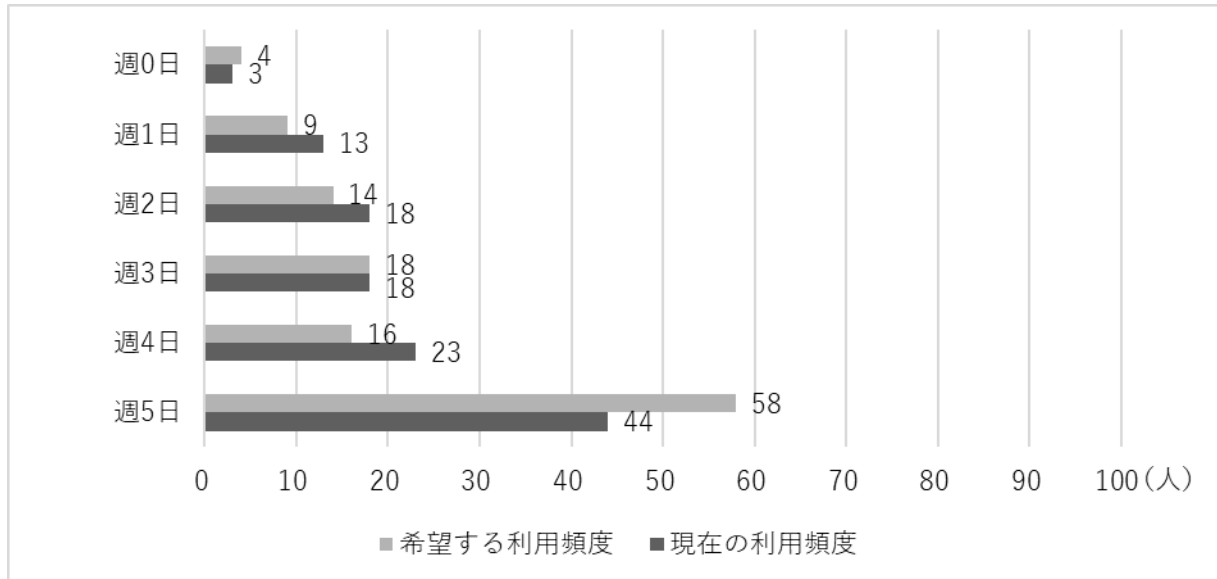
・お父さんが地域で生活するためにはどのような支援が必要か(複数回答、N=41)



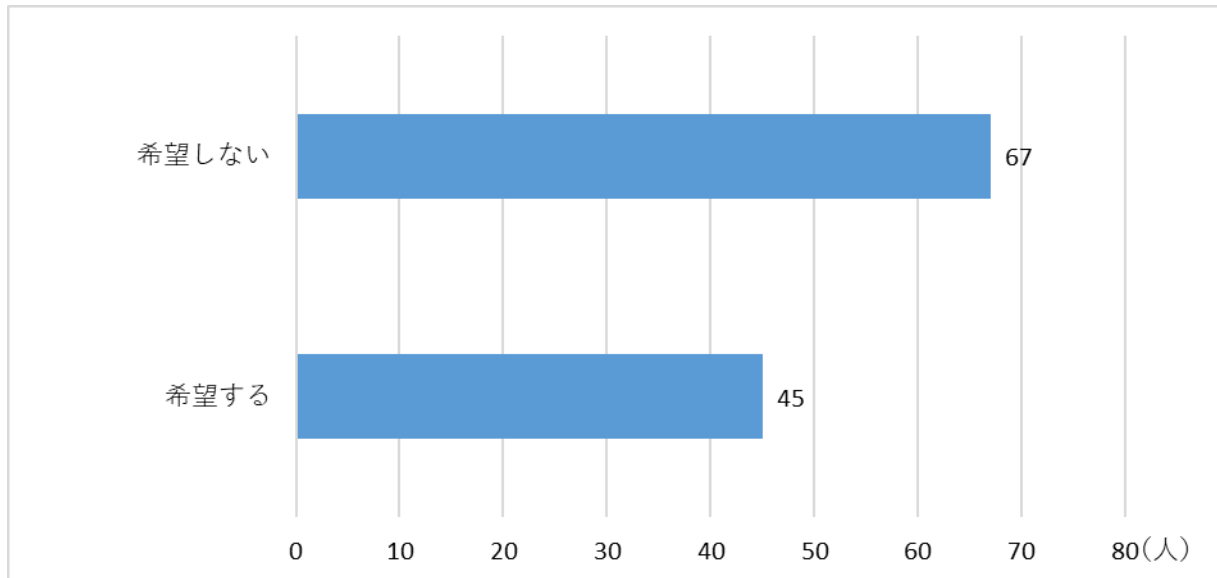
その他自由記載 緊急時に駆けつけてくれる専門知識のある方の配置

■障害福祉サービス等利用児の保護者(就学児)

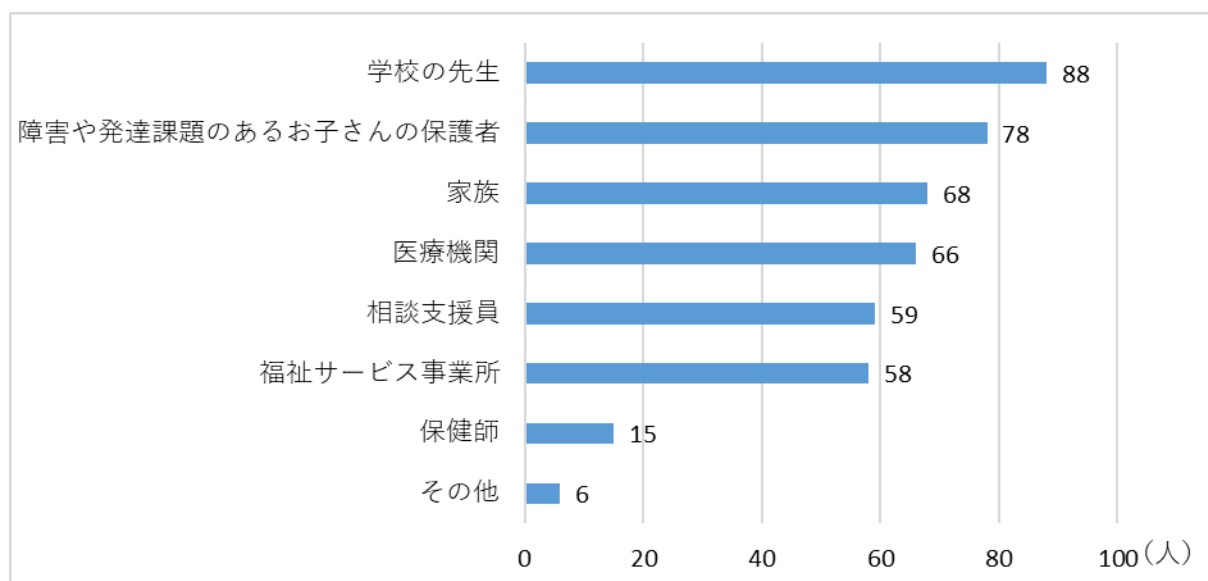
・現在放課後等デイサービスの利用状況と希望する利用頻度(N=116)



・保育所等訪問支援の利用希望(N=112)

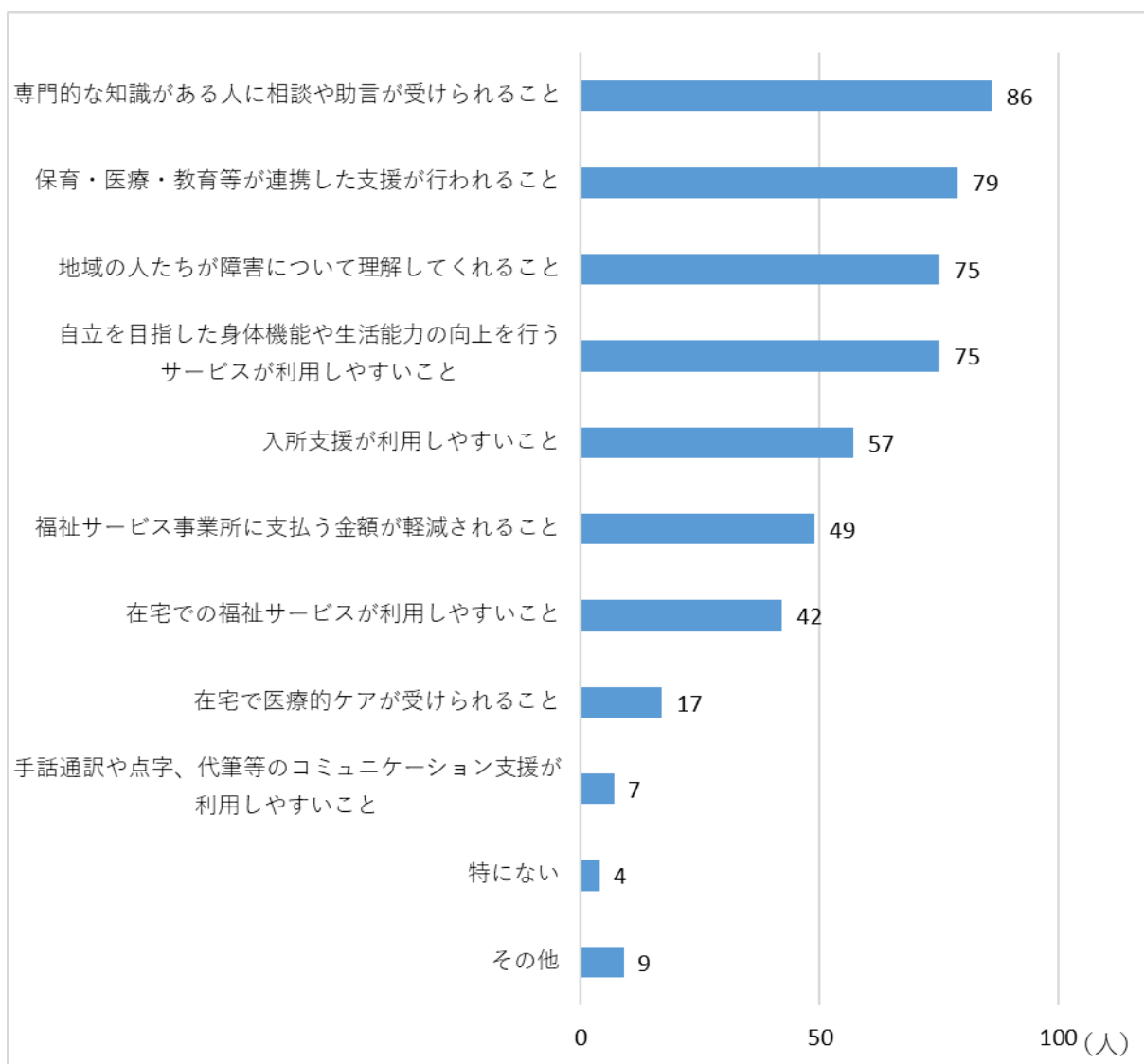


・障害や発達課題等に困ったときに誰に(どこに)相談するのか(複数回答、N=117)



その他自由記載 児童相談所

・お子さんが地域で生活するためにはどのような支援が必要か(複数回答、N=117)



その他自由記載 家族（兄弟）の協力、支援

■障害福祉サービス事業所の結果

・各項目の意見、要望、アイデア

項目	意見、要望、アイデア等
① 相談 (地域移行、親元からの自立、緊急相談等)	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護や移動支援を通じて、日々利用者や保護者が抱えている問題を知ることや相談事業所につなげることはできている。(居宅系サービス事業所) ・利用者の利便性を考えると相談先は分野別(障害・高齢)で1つずつが良い。(日中活動系サービス事業所、就労系サービス事業所) ・相談先の周知やフローチャートが必要。(日中活動系サービス事業所、就労系サービス事業所)
② 体験の機会・場 (利用お試し・泊まり練習等)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活全般(調理・洗濯・ゴミ出しなど)の体験ができると良い。(就労系サービス事業所) ・宿泊の場、体験の場を利用できるのが、現在法人内の利用者のみとなっている。(居住系サービス事業所)
③ 緊急時の受入れ (短期入所・対応力向上等)	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ先の確保、入所施設が不足していると思う。(日中活動系サービス事業所) ・居室に空きがあるので宿泊可能かもしれないが、室内に一人でいて良いのか。見守りが必要なのか。課題はあると感じる。スタッフの配置が必要となると人材がいらないかも知れない。(居住系サービス事業所) ・今後緊急時の対応が必要となりそうなケースをシュミレーションしておく。(日中活動系サービス事業所)
④ 専門性 (人材の確保・養成、連携等)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護初任者研修や喀痰吸引等研修事業など、専門的な人材の確保や養成の研修に参加できるよう、行政に協力してもらえると有難い。(居宅系サービス事業所、入所系サービス事業所、日中活動系サービス事業所) ・利用者の情報交換、情報共有や連携ができるとよい。(居宅系サービス事業所、就労系サービス事業所)
⑤ 地域の体制づくり (サービス拠点、コーディネーターの配置等)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員を中心にケア会議が必要。(居宅系サービス事業所、居宅系サービス事業所) ・体制づくりを推進できるような研修を開催していくことで連携が密になる。(就労系サービス事業所)

5 東海市の現状からみる課題と今後の方向性

アンケート調査結果及び本市の状況を集約し、それを踏まえて今後の方向性をまとめました。

(1) 障害のある人の就労について

市民の声	
アンケート調査	<p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労系サービス利用者が多く、次に働きたくても働けない方が多い。 <p>【自由回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労施設が市内に不足しているため増やしてほしい。
東海市の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型、B型の利用者が多くなっています。令和元年度の就労系サービス利用者のうち、約37.6%の方が市外事業所を利用しています。障害特性によっては公共交通機関の利用が難しい方もいることから、サービスを利用したくても利用できない状況にあります。 	
今後の方向性	
<p>今後も就労系サービスのニーズが高まっていくことが予想されます。ニーズに対応できるよう体制整備を図り、就労系サービスから一般就労への移行と、その定着のために就労定着支援の利用を進める必要があります。</p>	

(2) 障害のある人の暮らしについて

市民の声	
アンケート調査	<p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の暮らしを維持したい方が多いが、ライフステージの変化・介護者が介護できなくなった時に生活が変わると考えている。 <p>【自由回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の住まいについて、グループホームを利用したい。 ・介護者の親に何かあったときにすぐ見てもらえる場所が東海市にはない。
東海市の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの利用者が急速に増えています。障害のある人を介助する家族の高齢化が進み、親亡き後の支援として、グループホーム等の住まいの場の確保が喫緊の課題であります。 	
今後の方向性	
<p>親亡き後を見据え、地域で安心して生活するための住まいの場として、グループホームの利用のニーズが高まってくることが予想されるため、グループホームの整備を進める必要があります。また、サテライト型住居の整備に加え、地域包括ケアシステムの構築を進めると共に、住宅入居支援等事業や愛知県あんしん賃貸支援事業の活用が必要です。合わせて、緊急時ステイサービス・緊急時相談支援サービスなどの緊急時に利用できるサービス体制の確保・周知が必要です。</p>	

(3) 相談体制について

市民の声	
アンケート調査	<p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを利用している人は、親が高齢で不安があることや収入が少なく生活に不安がある人がおり、サービスを利用していない人は、収入が安定しないことや暮らし方に不安を感じている。 <p>【自由回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性や長所を生かした点を仕事につなげる支援体制や場所の確保。 ・親が本人の暮らしを見ていかなければ、本人は生活できない。 ・支援体制が整えば親との暮らし以外にも選択できるようになってほしい。
東海市の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の不足のため、セルフプランの利用者が28.4%と多くなっています。適切なサービス利用から生活の困りごとまで、幅広く対応することができるよう、相談支援専門員の人数を増やすことが課題であります。 	
今後の方向性	
<p>地域において自立した日常生活または社会生活を送るためには、サービスの適切な利用を支援、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実を図ることが必要です。また、複合的な生活課題に対し、包括的に対応できるよう、重層的支援体制の整備に向けた検討が必要です。</p>	

(4) 障害児の支援体制について

市民の声	
アンケート調査	<p>【アンケート結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが地域で生活するために必要な支援として、「専門的な知識がある人に相談や助言が受けられること」次に「保育・医療・教育等が連携した支援が行われること」が求められている。 ・児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用しつつ、保育所等訪問支援を希望する方が多い。 <p>【自由回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な相談ができる体制を充実させてほしい。
東海市の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携が求められており、横断的及び継続的な支援体制の整備が課題である。 ・保育所等訪問支援のニーズの増加が伺えるが、増加に対応できる提供体制が整っていない。 	
今後の方向性	
<p>保育・医療・教育委員会等の関係機関の連携・協力のもと、障害のある子どもを早期療育支援できる体制の構築、及び児童発達支援センターを中核とした障害児支援体制の強化が必要です。また、ニーズが増加している保育所等訪問支援をはじめとした、障害児通所支援及び相談支援の量的・質的充実を図る必要があります。</p>	

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の上位計画となる「第3次総合福祉計画」では、「第6次総合計画」の将来都市像「ひと 夢 つなぐ 安心未来都市」の実現に向け、地域共生社会の実現に向けたまちづくりを基本理念としています。

本計画においても、障害児者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加を図っていくことを基本として、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、障害のある人もない人も、それぞれがお互いを尊重し、地域、社会の中でふれあいながら暮らしていけるまちを目指していきます。

基本理念

障害が理解され障害者が自らの意思で地域の中で暮らすまち東海市

2 基本方針

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、一人ひとりの状況に応じた意思決定支援を進めます。

(2) 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築を進めつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用を進めます。

(3) 障害児の健やかな育成のための発達支援

地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携・協力のもと、子どもに障害の疑いがある段階から成長段階に合わせた切れ目のない支援体制の構築を進めます。特に専門的な支援を要する医療的ケア児等においては、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

また、身近な地域で支援を受けられるように、その家族も含めて、障害の種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

さらに、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。

3 計画の重点施策

重点施策1 障害への理解と意思決定支援・相談支援の充実

お互いを尊重し合いながら、地域で暮らしていくためには、障害や障害のある人について正しく理解することが必要です。

地域共生社会の実現のためには、障害者差別の解消や障害者虐待の防止を図り、地域住民一人ひとりが障害への理解を深めることが課題となっています。

また、地域社会で自立した生活を送るためには、日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援し、本人の意思を確認することや、様々な情報を把握し、本人の最善の利益を判断する支援が課題となっています。

今後、障害のある人が地域社会に参加し、ともに地域を創っていくため、地域に障害への理解や協力を広げ、障害のある人が地域の中で役割を担い、生きがいを持つことができる地域づくりを進めていきます。

また、地域において自立した日常生活または社会生活を送るためには、適切なサービスの利用を支援し、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実を図り、社会福祉法に基づく重層的支援体制による包括的な支援体制を整備していきます。

○取り組み方向

障害者差別の解消、障害者虐待の防止を図るための周知・啓発
特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の充実

[主な事業]

- 障害者理解促進事業
- 障害者等虐待防止啓発事業
- 日常生活自立支援事業
- 生活支援体制整備事業
- 避難行動要支援者支援事業
- 障害者相談支援事業

重点施策2 児童発達支援体制の強化

国の指針では、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること及び教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であると示されています。

本市では、アンケート調査からも保育・医療・教育等の連携について課題があるとの声があがっているため、発達障害を含めた障害のある子どもの早期療育支援を適切に実施し、子どもの成長段階に合わせた支援体制の整備を図るため、関係機関等と連携・協力できる総合支援窓口の創設を検討していきます。

○取り組み方向

総合支援窓口の創設

児童発達支援センターを中核とした障害児の支援体制の強化

支援者の育成及び医療的ケアの必要など、重症心身障害児の受け入れ体制の確保

【主な事業】

- 障害児相談支援事業
- 障害児等療育支援研修
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

重点施策3 生活と就労の充実

障害のある人が、地域社会で安心して自立した生活を送るためには、居住支援と就労支援が重要です。

近年、グループホームの利用者が急速に増えています。親亡き後を見据え、地域で安心して生活するための住まいの場として、より一層ニーズが高まっていくことが予想され、障害者の住まいの場の確保が課題となっています。

また、本市では、民間企業と協力し、福祉施設から一般就労につなげる取り組みを進めてきましたが、今後も一般就労のニーズが高まっていくことが予想され、一般就労後の定着の部分などが課題となっています。

今後、障害者の安心した住まいの確保のため、民間事業者と協力し、グループホームの整備やサテライト型住居などの居住支援を進めていきます。また、関係機関と連携を密にし、就労支援施設等での日中活動を増やし、訓練を積み重ねることで、一般就労への移行とその定着を進めることやサービスに従事する人材の確保・育成の促進を図ります。

○取り組み方向

グループホームをはじめとする居住支援の充実

就労支援施設の充実

人材の確保・育成

[主な事業]

- 社会福祉施設等施設整備事業
- あんしん賃貸支援事業
- 就労定着支援
- 重度訪問介護支援者養成研修
- 強度行動障害支援者養成研修
- 同行援護従事者養成研修

第4章 成果目標

国の基本指針に基づき、各項目における数値目標等を掲げ、その達成を目指した施策を推進します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している人が、グループホームや一般住宅に移って地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

【国の基本指針】

- ① 令和元年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとする。
- ② 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6パーセント以上削減する。

※第5期計画で未達成分があればそれを含めること。

■東海市における成果目標

項目		単位	数値	考え方
実績	令和元年度末時点の施設入所者	人	40	
目標値	① 施設入所者の地域生活への移行	人	3	国の基本指針による目標値 $40 \text{人} \times 6\% \div 3 \text{人}$
	② 施設入所者の削減	人	1	国の基本指針による目標値 $40 \times 1.6\% \div 1 \text{人}$

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が安心して地域生活ができるよう包括的な支援体制の整備を目指し、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築に関する令和5年度までにおける成果目標を設定します。

【国の基本指針】

- ① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。

■東海市における成果目標

	項目	単位	数値	考え方
目標値	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4	東海市地域包括ケア推進計画に基づく、東海市地域包括ケア推進会議の部会の場を活用し、協議を実施する。
	保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	10	
	うち保健関係者	人	3	
	うち医療関係者	人	3	
	うち福祉関係者	人	4	
	保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定、評価の実施回数	回	1	

3 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人が、安心して地域生活を送ることができるよう支援する拠点の整備を目指し、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

■東海市における成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点等	本市では地域生活支援拠点を面的整備として1か所確保済であり、東海市障害者自立支援協議会を活用し、機能の充実のため、相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりのそれぞれについて、整備状況や運用状況の検証及び検討を年1回実施する。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行促進ならびに一般就労後の職場定着を図るため、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

【国の基本指針】

- ① 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上とする。
- ② 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用する。

③ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

④ 大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進める。

■東海市における成果目標

項目		単位	数値	考え方	
実績	令和元年度中の福祉施設から一般就労への移行者	人	32		
	うち就労移行支援事業利用者	人	10		
	うち就労継続支援A型事業利用者	人	1		
	うち就労継続支援B型事業利用者	人	21		
	令和元年度中の福祉施設から一般就労への移行者のうち就労定着支援事業利用者	割	3		
	令和元年度末の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所	割	10		
目標値	①	福祉施設から一般就労への移行者	人	41	$32 \text{ 人} \times 1.27 \div 1 \approx 41 \text{ 人}$
		うち就労移行支援事業利用者	人	13	$10 \text{ 人} \times 1.3 = 13 \text{ 人}$
		うち就労継続支援A型事業利用者	人	1	$1 \text{ 人} \times 1.26 \div 1 \approx 1 \text{ 人}$
		うち就労継続支援B型事業利用者	人	26	$21 \text{ 人} \times 1.23 \div 1 \approx 26 \text{ 人}$
	②	福祉施設から一般就労への移行者のうち就労定着支援事業利用者	割	7	国の指針により7割を目指す。
	③	就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所	割	7	国の指針により7割を目指す。

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児福祉計画策定にあたり、障害児支援の提供体制の確保のため、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

【国の基本指針】

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ② 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ③ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■東海市における成果目標

項目		目標	
目標値	①	児童発達支援センター	既存の児童発達支援センターの機能充実を図り、重層的な地域支援体制を構築する。
		保育所等訪問支援	事業の啓発活動に努める。実施が可能な事業所の参入を働きかけ、実施事業所数の増加を図る。
	②	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	既存の事業所の維持を図るとともに、事業所数の増加を図る。
	③	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	既存の協議の場について、構成員の充実など、さらなる機能充実を図る。また、県が主催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を活用し、コーディネーター登録を促進した上で、医療的ケア児等の人数に応じて、適正な人員配置を行う。

6 相談支援体制の充実・強化等

障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送ることができ、必要に応じて適切な障害福祉サービスに結び付けていくため、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

■東海市における成果目標

項目	目標	
総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センター において実施	新たな特定指定相談事業所の指定や相談支援専門員の確保を図り、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援体制を目指す。
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年6件	
相談支援事業者の人材育成の支援件数	年3件	
相談機関との連携強化の取組	年6回	

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等のニーズが多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことができるよう、令和5年度までにおける成果目標を設定します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

■東海市における成果目標

項目	目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に、市職員が年2人以上参加し、障害者差別の解消、障害者虐待の防止及び福祉サービス等の質の向上を目指す。
障害者自立支援審査払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査払等システムによる審査結果を分析し、その結果を東海市障害者自立支援協議会の部会で年1回以上共有することにより、請求の過誤の防止や事業所の適切な運営を図ることを目指す。

第 5 章 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策

過去の利用状況を踏まえるとともに、アンケート調査における利用意向や、事業所調査での今後の運営意向を把握しつつ各サービスの見込み量を算出しました。日中活動系サービスについては特別支援学校卒業生の進路状況なども参考にしています。

地域社会で自立していくためには、就労系サービスの利用や共同生活援助のサービス利用が必要なことから就労系サービスや居住系サービスは以下の基盤整備量を踏まえて多く見込み量を算出しています。

なお、利用者数及びサービス量の実績（令和2年3月実績）、見込み量（令和3年度以降）については1か月分を表記しています。

■地域移行に伴う基盤整備量

項目	単位	数値
地域移行に伴う基盤整備量	人	65歳以上 8人
		65歳未満 11人

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

		単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護(者・児)	サービス量	時間	3,351	3,686	4,054	4,460
	利用人数	人	151	166	182	200
重度訪問介護(者)	サービス量	時間	534	1,234	1,934	2,020
	利用人数	人	3	4	5	5
同行援護(者)	サービス量	時間	27	70	105	140
	利用人数	人	3	10	15	20
行動援護(者)	サービス量	時間	10	15	25	40
	利用人数	人	2	3	5	8
重度障害者等 包括支援(者)	サービス量	時間	0			
	利用人数	人	0	1	1	1
合計	サービス量	時間	3,922	4,998	6,118	6,660
	利用人数	人	159	183	208	233

○見込み量を確保するための方策

障害者の重度化・高齢化や介護者の高齢化などにより、今後も利用者が増加していくことが予想されます。事業所に対して利用者のニーズを情報提供し、新たな事業所の確保など、サービス提供体制の拡大を図ります。

重度訪問介護、行動援護、同行援護

対応できるヘルパーが少ないという課題があり、利用者のニーズに対応できていない現状があります。東海市障害者自立支援協議会の部会を活用して、事業所に対して県が実施する強度行動障害に関する研修等への参加を促し、人材育成を図ります。

(2) 日中活動系サービス

		単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護(者)	サービス量	人日	3,076	3,383	3,721	4,094
	利用人数	人	155	170	187	205
自立訓練(者)・ 機能訓練	サービス量	人日	0	20	20	20
	利用人数	人	0	1	1	1
自立訓練(者)・ 生活訓練	サービス量	人日	25	40	40	40
	利用人数	人	2	4	4	4
就労移行 支援(者)	サービス量	人日	410	615	676	744
	利用人数	人	23	34	37	41
就労継続支援 (A型)(者)	サービス量	人日	830	913	1,004	1,104
	利用人数	人	43	47	52	57
就労継続支援 (B型)(者)	サービス量	人日	3,699	4,068	4,475	4,923
	利用人数	人	206	226	249	274
就労定着 支援(者)	サービス量	人日				
	利用人数	人	18	27	40	60
短期入所・福祉 型(者・児)	サービス量	人日	259	297	342	393
	利用人数	人	81	93	106	122
短期入所・医療 型(者・児)	サービス量	人日	20	30	45	67
	利用人数	人	6	9	13	20
療養介護(者)	利用人数	人	8	10	10	10

○見込み量を確保するための方策

生活介護

市内には生活介護事業所が3事業所しかなく、市外の生活介護事業所を利用する方が多い現状があります。事業所に対してニーズがあることを伝え、新たな事業所の確保など、サービス提供体制の拡大を図ります。

就労移行支援、就労継続支援(A型)(B型)

就労支援施設等において訓練を積み重ねることで、一般就労への移行へつなげていくことが必要です。適正なサービス量を確保できるようニーズの収集に努めるとともに、新たな事業所の確保など、サービス提供体制の拡大を図ります。

短期入所

事業所数の不足や設備によりニーズに十分対応できていない現状があります。提供体制の充実や緊急時に利用できるサービスの確保が求められていることから、事業所に対して体制の整備や対応できる人材の確保を働きかけるとともに、新たな事業所の確保など、サービス提供体制の拡大を図ります。

(3) 居住系サービス

		単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用人数	人	0	5(1)	5(1)	5(1)
共同生活援助	実利用人数	人	98(21)	118(24)	142(29)	171(35)
施設入所支援	実利用人数	人	40	43	43	42

※ () は精神障害者に係る数を掲載

○見込み量を確保するための方策

共同生活援助(グループホーム)

利用者が大きく増えており、市内事業所も足りていない状況です。親亡き後を見据え、今後も利用の伸びが想定されるため、グループホームのほか、サテライト型住居について、事業所に対して整備を働きかけるとともに、運営の支援を行います。

自立生活援助、施設入所支援

本人の意思を尊重した地域生活を支援するための自立生活援助及び施設入所支援では、地域移行の推進を前提としつつ、必要な人へのサービス提供量を適切に確保できるように、広域的な対応によるサービス提供を図ります。

(4) 相談支援

		単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用人数	人	98	118	142	171
地域移行支援	実利用人数	人	0(0)	1(1)	2(2)	2(2)
地域定着支援	実利用人数	人	0(0)	1(1)	2(2)	2(2)

※ () は精神障害者に係る数を掲載

○見込み量を確保するための方策

計画相談支援

相談支援専門員1人当たりの1月の計画相談支援件数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第3条第2項において、35件（6か月平均）となっています。

現在、市内の相談支援専門員の人数は、基幹相談支援センター職員、相談支援事業委託職員を含めて10名います。1人当たりの1月の計画相談支援件数を35件として、令和5年度の見込み人数を担当すると、相談支援専門員は15名必要であり、基幹相談支援センター及び相談支援事業の体制の構築並びに5名の相談支援専門員の確保について、関係機関と協議を進めます。

また、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定支援の質の向上を図ること及び緊急時の対応を進めるためには、相談支援専門員と連携し、包括的な相談支援体制を整備することが必要であります。新たな特定指定相談事業所の確保を図り、相談支援専門員の不足を解消できるように、障害福祉サービス事業所と協議を図ります。

地域移行支援、地域定着支援

市内には指定一般相談支援事業所がない状況となっています。指定一般相談支援事業所は、施設入所者や入院中の精神障害のある人等の地域移行にあたって重要なサー

ビスとなるため、新たな指定一般相談事業所の確保を図り、基幹相談支援センターと連携して伴走支援機能の提供体制を整え、地域生活への移行を促進します。

2 地域生活支援事業

(1) 市町村必須事業

		現状値 (令和元年度)	見込み量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業		実施	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)	
自発的活動支援事業		未実施	未実施	未実施	実施(予定)	
相談支援事業	障害者相談支援事業(箇所)	4	4	4	5	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)	
	住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	実施(予定)	
成年後見制度利用支援事業		実施	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)	
成年後見制度法人後見支援		実施	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)	
意思疎通支援事業	手話通訳者設置人数(人)	1	1	1	1	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業(人)	10	10	10	10	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	3	11	11	11
	自立生活支援用具	件	13	16	16	16
	在宅療養等支援用具	件	25	25	25	25
	情報・意思疎通支援用具	件	14	16	16	16
	排泄管理支援用具	件	2,428	3,642	5,463	8,194
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	4	4	4	4
	合計	件	2,487	3,534	5,535	8,266
手話奉仕員養成研修事業(人)		14	14	14	14	
移動支援事業	人数	181	199	219	240	
	時間/月	1,556	1,711	1,882	2,071	
地域活動支援センター	人数/年	43	60	80	100	

○見込み量を確保するための方策

障害のある人が安心して地域で生活できるよう、利用者のニーズに応じたサービス内容を検討し、事業内容の充実に努めます。

理解促進・研修啓発事業

地域住民一人ひとりが障害への理解を深めることができるよう、市内障害福祉サービス事業所の利用者が育てた花苗等を東海秋まつりや東海フラワショウの来場者に配布することで、障害者に対する理解の促進を図ります。

相談支援事業

令和元年度に障害者相談支援センターに寄せられた相談は9,435件あり、今後も障害福祉サービス等のニーズが多様化するとともに、相談件数の増加が見込まれています。

現在、障害者相談支援事業の委託先の職員は、基幹相談支援センター職員も含めて8名いますが、十分な相談時間が取れていない状況にあります。市内には指定特定相談支援事業所が少なく、相談支援専門員が不足していることから、関係機関と協議、調整を進め、相談支援専門員の増員と併せて、相談支援体制の整備を図ります。

成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

令和2年3月に第1期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定し、成年後見制度の利用を促進しています。成年後見制度利用促進事業は特定非営利活動法人知多地域成年後見センターに委託し、制度に関する相談、手続き及び法人後見業務のほか、地域住民に制度の理解を深めてもらうための研修会などに取り組み、障害者の権利擁護の推進を図ります。また、まだ自分で判断が可能な人への日常的な金銭管理やサービスの利用援助の支援として、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の推進を図ります。

地域活動支援センター事業

地域で生活する障害者の日中の居場所として、機能訓練などのサービスを提供することで社会復帰の支援をしています。障害者が地域社会の中で交流を持ちながら生活ができるよう、相談支援事業を併せて実施するI型としての運営を検討し、社会との交流の促進を図ります。

(2) 市町村任意事業（日常生活支援）

		現状値 (令和元年度)	見込み量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	延べ回数	93	113	133	153
地域デイサービス事業	人数/年	21	23	25	27
日中一時支援A型事業 (者)	人数/年	28	30	32	34
日中一時支援B型事業 (児)	人数/年	17	25	28	30
巡回支援専門員制度		実施	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)

○見込み量を確保するための方策

障害特性に合わせたサービスの提供を図ります。また、必要とする人が利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。

地域デイサービス事業

障害のある人の日中活動の場として、日常生活上必要な訓練、指導等を行い、障害者の生活支援を図ります。

日中一時支援

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、多様なニーズに対応できるよう事業の推進を図ります。

(3) 市町村任意事業（社会参加支援）

	現状値 (令和元年度)	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者(児)スポーツ大会	実施	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)
障害児水泳教室	実施	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)
声の広報	実施	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)
知的障害者職親委託	実施	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)

○見込み量を確保するための方策

障害のある人が、より多く地域社会へ参加していけるように、地域活動支援の促進を図ります。

障害者(児)スポーツ大会

市と障害者(児)福祉団体、社会福祉法人及び社会福祉協議会と共催で、スポーツ大会を開催します。

障害児水泳教室

発達障害を持つ小学生を対象とした水泳教室（めだか教室）を開催します。

声の広報

社会福祉協議会に委託し、視覚障害者の方向けに広報の内容をCDに録音した声の広報を発行します。

第6章 児童福祉法によるサービス等の見込み量と確保方策

この章では、第5章と同様に過去の利用状況、各アンケート調査を踏まえ、障害児通所支援等の見込み量を算出しました。

なお、利用者数及びサービス量の実績（令和元年度）、見込み量（令和3年度以降）については1か月分を表記しています。

1 障害児通所支援等のサービス

（1）児童発達支援

就学前の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

サービス名		単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	サービス量	人日/月	1,388	1,417	1,495	1,573
	利用人数	人/月	103	109	115	121

○見込み量を確保するための方策

早期療育の重要性を考慮し、総合支援窓口を創設します。総合支援窓口では、関係機関と連携・協力のもと、情報の一元化を図り、障害の状態及び発達の過程・特性等を十分に踏まえた支援を提供できるよう努めます。また、市内に2か所ある児童発達支援センターの機能の在り方を検討し、重層的な地域支援体制の強化に努めます。

（2）放課後等デイサービス

就学中の障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

サービス名		単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	サービス量	人日/月	2,834	3,080	3,290	3,514
	利用人数	人/月	206	220	235	251

○見込み量を確保するための方策

利用者が毎年大幅に増加していることを踏まえ、事業所に新規参入を働きかけ、提供体制の確保に努めます。また、障害の特性に応じた多様な支援が提供されるように、教育委員会・事業所等と連携・協力し、支援の質の向上を図ります。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

サービス名		単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問 支援	サービス量	人日／月	5	30	38	47
	利用人数	人／月	5	20	25	31

○見込み量を確保するための方策

地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進の一環として、保育所等訪問支援の提供体制を確保していくことが重要であり、アンケート調査からも利用ニーズの増加が伺えます。このことを踏まえ、児童発達支援センターを中核としつつ、事業所の新規参入の促進を図り、提供体制の確保に努めます。併せて、利用を促進するために、関係機関と連携・協力し、利用者をはじめ、保育所・学校等にも積極的にサービスの啓発活動に努めます。

(4) 医療型児童発達支援

就学前の肢体不自由児に、児童発達支援及び治療を行います。

サービス名		単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達 支援	サービス量	人日／月	0	0	27	36
	利用人数	人／月	0	0	3	4

○見込み量を確保するための方策

知多圏域の重症心身障害児者施設の状況を見ながら、医療的ケア児等に対応できる事業所の開設について、検討します。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児に、居宅を訪問して発達支援を行います。

サービス名		単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童 発達支援	サービス量	人日/月	0	0	4	4
	利用人数	人/月	0	0	1	1

○見込み量を確保するための方策

平成30年度に創設されたサービスであり、本市ではまだ利用実績はありませんが、通所施設へ通うための移行期間としてのサービス利用も可能であるため、ニーズ把握に努め、知多圏域で連携して実施可能な事業所の参入を図り、提供体制の確保を検討します。

(6) 障害児相談支援等

① 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、通所支援利用後は、一定期間ごとにモニタリングを行います。

サービス名	単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	54	57	60	64

○見込み量を確保するための方策

本市では、障害児相談支援事業所が少なく、相談支援専門員が不足していることが課題となっています。今後も、障害児通所支援等のサービス利用者数は増加していくものと見込んでいるため、相談支援件数の見込も増加していくものと思われます。このことを踏まえ、相談支援専門員の人材育成を図りつつ、知多圏域で連携し事業所の新規参入を働きかけ、提供体制の確保に努めます。また、アンケート調査からも相談支援の充実が求められていることが伺えることから、障害者相談支援センターを中心に、相談支援事業所と障害児通所支援事業所等の関係機関との連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。

② 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケアが必要な児童の出生から、児童の家族に寄り添い、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

	単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	4	6	8	8

○見込み量を確保するための方策

医療的ケア児等とその家族が抱える課題は多岐にわたっています。その課題に協働して取り組んでいくため、愛知県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を活用し、登録を促進します。また、医療的ケア児等の人数に応じて、適正な人員配置を行い、医療的ケア児等とその家族からの相談支援や、関係医療機関や地域資源等との連絡・調整に努めます。

③ 発達障害者等に対する支援

	単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	0	4
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	1	3

○見込み量を確保するための方策

保護者等が、子どもの発達障害の特性を理解し、日々の子育てに係る不安や悩みを解消するための必要な知識や方法を身につけることができる事業の実施を検討します。そして、保護者等同士でも不安や悩みを共有することができる活動の場を提供します。

2 子ども・子育て支援事業

(1) 特別支援保育・放課後児童健全育成事業

	単位	現状値 (令和元年度)	見込み量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援保育	人	109	124	124	124
放課後等児童健全育成事業	人	116(15)	141(15)	141(15)	141(15)

※ 放課後児童健全育成事業の数値については、放課後児童クラブ登録申込書に添付する児童の保健アンケート等をもとに、手帳・診断書等を有する児童に加えて、所管課において特別に支援が必要であると判断された登録児童数。また、()内は、指導員加配対象登録児童数を掲載。

○見込み量を確保するための方策

障害のある子どもが、より適切なサービスの選択ができるように、保育・教育等の関係機関と連携を強化していくとともに、子ども・子育て支援等における必要な人員確保と職員の研修機会の確保に努めていきます。

第7章 計画の推進

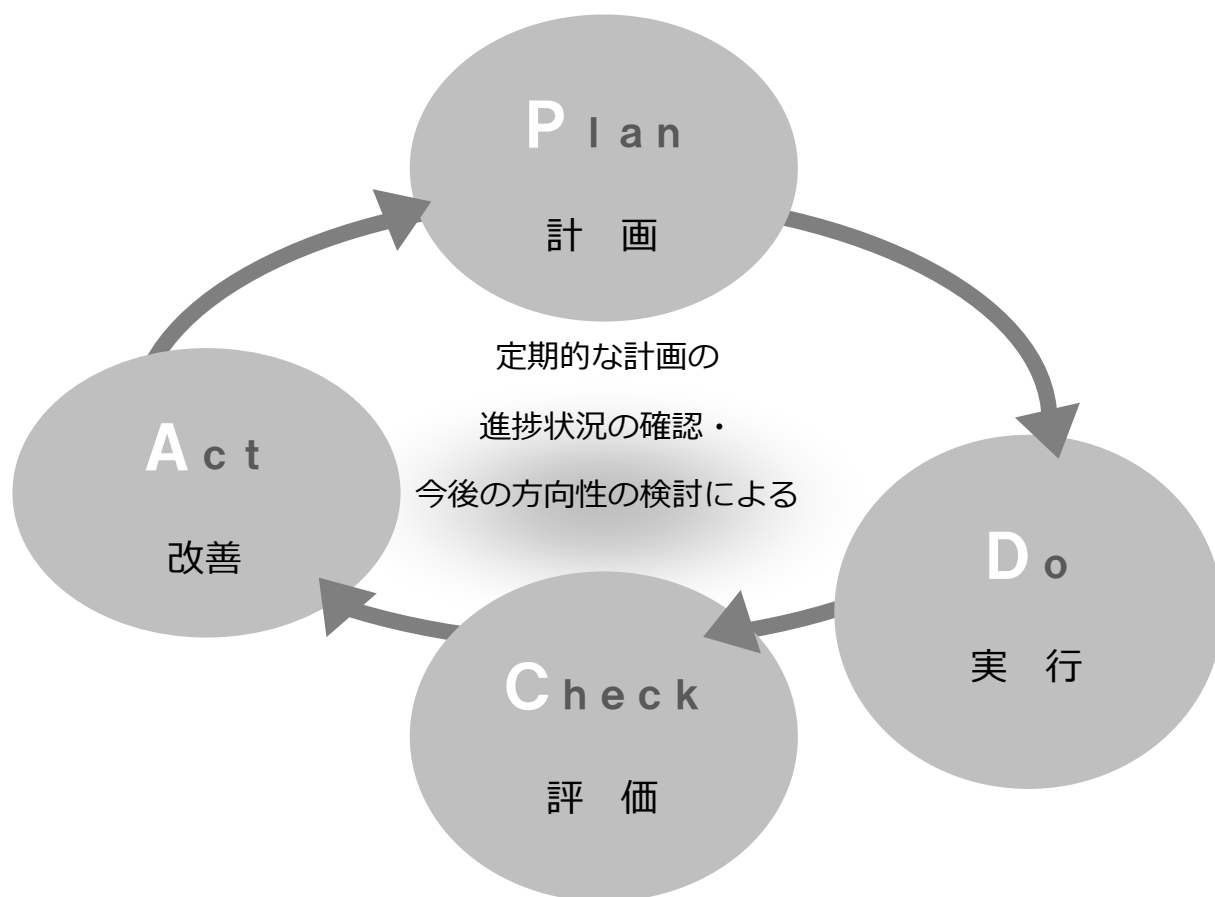
1 計画の推進

本計画を推進するに当たっては、東海市障害者自立支援協議会、障害者団体、障害福祉サービス事業者、医療関係者など、障害者の自立と社会参加に関わる関係機関の意見を聞きながら、第3次東海市総合福祉計画等の関係施策と連携、協働して進めていきます。

2 計画の進捗管理

本計画の実現に向けては、毎年度、PDCAサイクルによる計画の推進・点検・評価を行います。この評価を、東海市障害者自立支援協議会に報告し、適切な福祉サービスの提供が行われるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行います。推進に当たって、PDCAサイクルのプロセスは、次の通りです。

■PDCA イメージ

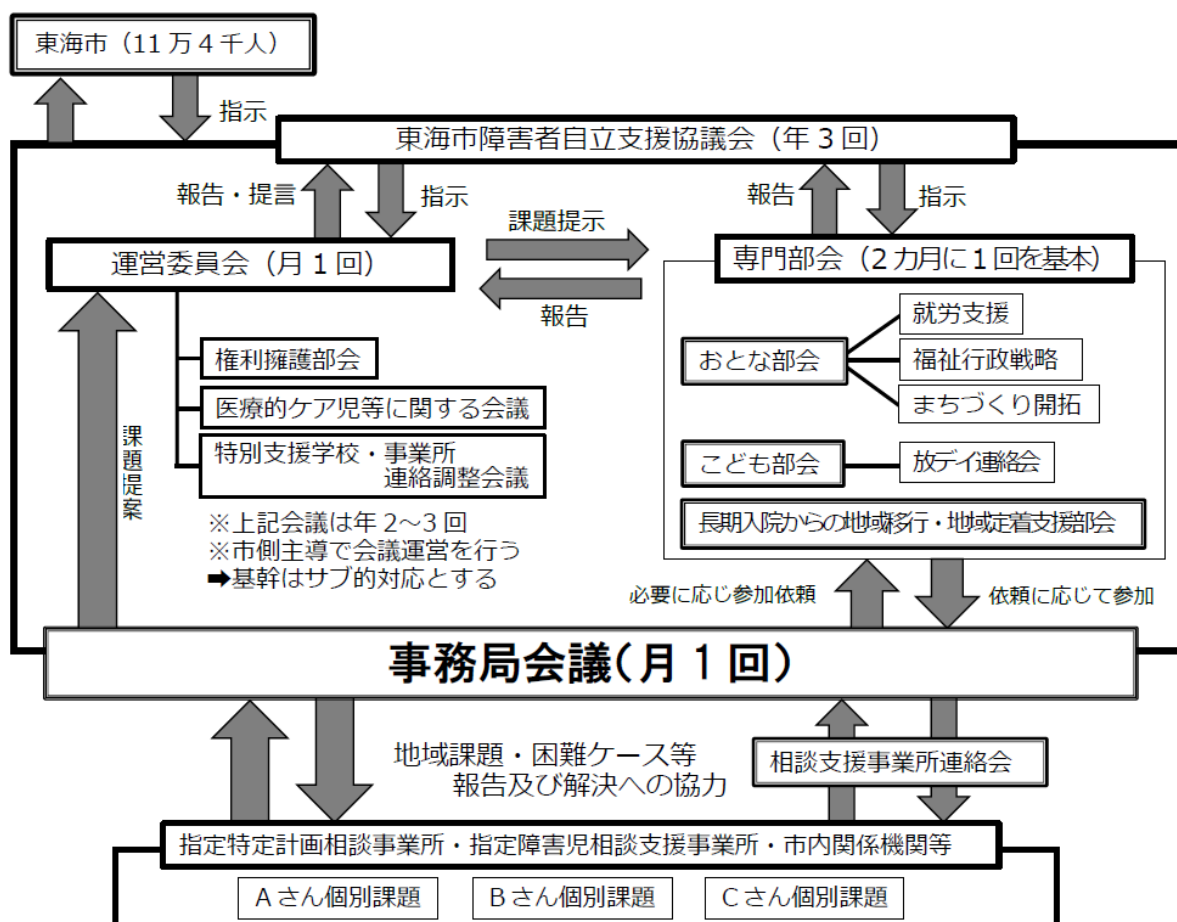


資料編

1 東海市障害者自立支援協議会の関係図

障害者自立支援協議会とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において、設置が義務付けられており、地域の課題を共有し、その課題を踏まえてサービス提供体制の整備を進めるため、協議を重ねています。

本市では、地域課題、困難ケース等について、事務局会議で集約し、運営委員会を経て、各専門部会において検討を行い、東海市障害者自立支援協議会への報告を行う仕組みとしています。



2 東海市障害者自立支援協議会名簿

		所 属 等	氏名
1	権利擁護機関の関係者	特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター	今井 友乃
2	基幹相談支援センターの職員	東海市障害者相談支援センター	菊池 孝敏
3	障害福祉サービスを担う関係者	社会福祉法人東海市社会福祉協議会	神野 規男
4	障害福祉サービスを担う関係者	社会福祉法人あゆみの会	高山 京子
5	保健・医療機関の職員	愛知県知多保健所	伊藤 博美
6	保健・医療機関の職員	一般社団法人東海市医師会	久野 直人
7	療育・教育機関の職員	愛知県立大府もちのき特別支援学校	神谷 真吾
8	療育・教育機関の職員	愛知県立ひいらぎ特別支援学校	中村 忍
9	雇用関係機関の職員	半田公共職業安定所	野田 卓己
10	障害当事者団体、家族団体の代表者及び障害者活動支援者	東海市肢体不自由児者父母の会	岡田 裕子
11	障害当事者団体、家族団体の代表者及び障害者活動支援者	東海市手をつなぐ育成会	小川 美穂
12	障害当事者団体、家族団体の代表者及び障害者活動支援者	東海市民生委員・児童委員連絡協議会	藤原 まゆみ
13	市の職員	東海市市民福祉部	後藤 文枝
14	その他市長が必要と認める者	日本福祉大学	木全 和巳

3 用語説明

① 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。ホームヘルプサービスと呼ばれています。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービス。
同行援護	重度の視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行うサービス。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援等を行うサービス。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービス。

② 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービス。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者又は難病患者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行う。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	就労に伴う課題に対応するため、事業所・家族との連絡調整等を行う。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供する。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に一定の賃金水準のもとで、働く場や、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービス。雇用契約なし。

短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者、障害児を短期間、夜間も含め施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行う。

③ 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	本人の意思を尊重した地域生活を支援するための、一定期間、定期的な巡回訪問や随時対応し、適切な支援を行う。
グループホーム	主に知的障害者及び精神障害者に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。

④ 相談体制

サービス名	内容
計画相談支援	すべてのサービス利用者にその状況、置かれている環境等を勘案し、利用するサービス内容等を定めたサービス等利用計画の作成等を行う。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、同行支援・入居支援等を行うサービス。
地域定着支援	居宅において単身者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に応じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応を行うサービス。

⑤ 障害児福祉サービス

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由児に、児童発達支援及び治療を行うサービス。

放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児に、居宅を訪問して発達支援を行うサービス。

⑥ 地域生活支援事業

必須事業

サービス名	内容
理解促進・研修啓発事業	障害者等が住み慣れた地域で暮らせるために、地域住民に対して、その理解を深めるための研修・啓発活動等を行う事業。
相談支援事業	障害者、障害児の保護者、障害者等の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行う事業。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を基幹相談支援センター等へ配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導を行い、相談支援機能強化を図る事業。
成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	障害者等の権利擁護を図るため、NPO 法人知多地域成年後見センターに事業を委託して成年後見制度の利用促進のための活動を展開し、制度に関する相談・手続き、法人後見業務などを行う事業。障害福祉サービスを利用し、又は、利用しようとする身寄りのない知的障害者又は精神障害者を対象に、必要に応じて、申立手続きや制度の継続的利用に係る経費の助成を行う。
意思疎通支援事業	聴覚、言語障害、音声機能障害の方のための手話通訳者派遣事業を行います。聴覚障害者支援団体である知多地区聴覚障害者支援センターに派遣・コーディネートを行う事業。
日常生活用具給付事業	障害者等の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具等6種の用具を給付。
移動支援事業	障害者等で、外出時に移動の支援が必要と認められた方について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。
地域活動支援センター事業	障害者等やその家族を対象にコミュニケーション能力や生活力を引き出すサービスを提供することで社会復帰の支援を行う。

任意事業日常生活支援

サービス名	内容
日中一時支援	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施するもので、日中一時支援 A 型（障害者）と日中一時支援 B 型（障害児）を実施。
地域デイサービス事業	障害者の日中活動の場として、日常生活上必要な訓練、指導等を行い、障害者の生活支援を実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を基幹相談支援センター等へ配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導を行い、相談支援機能強化を図る事業。
成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	障害者等の権利擁護を図るため、NPO 法人知多地域成年後見センターに事業を委託して成年後見制度の利用促進のための活動を展開し、制度に関する相談・手続き、法人後見業務などを行う事業。障害福祉サービスを利用し、又は、利用しようとする身寄りのない知的障害者又は精神障害者を対象に、必要に応じて、申立手続きや制度の継続的利用に係る経費の助成を行う。
意思疎通支援事業	聴覚、言語障害、音声機能障害の方のための手話通訳者派遣事業を行います。聴覚障害者支援団体である知多地区聴覚障害者支援センターに派遣・コーディネートを行う事業。
日常生活用具給付事業	障害者等の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具等6種の用具を給付。
地域活動支援センター事業	障害者等やその家族を対象にコミュニケーション能力や生活力を引き出すサービスを提供することで社会復帰の支援を行う。
巡回支援専門員整備	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等子ども、親が集まる施設の巡回等支援を実施。

任意事業社会参加支援

サービス名	内容
心身障害者(児)スポーツ大会	市と障害者(児)福祉団体、社会福祉法人及び社会福祉協議会と共催で、スポーツ大会を開催。
障害児水泳教室	発達障害を持つ小学生を対象とした水泳教室（めだか教室）を開催。
声の広報	視覚障害者の方向けに広報の内容を CD に録音した声の広報を発行。

⑦ その他

用語	内容
地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。
東海市地域包括ケア推進会議	市域全体の課題や、地域づくり・資源開発、政策形成について検討する会議。
東海市地域包括ケア推進計画	本市における地域包括ケアシステムの構築に係る基本理念や基本目標を定め、その実現のための施策を定める計画。
知多地域成年後見制度利用促進計画	知多地域全域で策定委員会を作り、共通して取り組むことのできるよう、権利擁護支援の充実を図るための方向性を示した計画。

※ 表の見方

10ページ「障害福祉サービス事業所、児童福祉サービス事業所の状況」では、令和元年度の実績を元に、1人の方が市内、市外の両方の事業所を利用している場合は重複して計上しています。
12ページ「福祉施設入所者の地域生活への移行者数」では、令和元年度の利用実績を計上しています。
14ページ「就労定着支援利用者の職場定着率」は令和元年度に就労定着支援による支援を開始された者の人数、17ページ「就労定着支援（者）」の令和元年度実績は、令和元年度3月時点で就労定着支援を利用している者（令和元年以前に支援を開始した者を含む）の人数を計上しています。
15ページ「訪問系サービス」、16ページ「日中活動系サービス」、18ページ「居住系サービス」「相談支援」では、各年度の3月利用実績を計上しています。

「第6期東海市障害福祉計画」・「第2期東海市障害児福祉計画」

東海市市民福祉部 社会福祉課 女性・子ども課

〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地

電話番号 052-603-2211又は0562-33-1111

fax 番号 052-603-4000

Eメール fukushi@city.tokai.lg.jp (社会福祉課)

kodomo@city.tokai.lg.jp (女性・子ども課)